

令和元年度環境省請負事業

令和元年度一般廃棄物会計基準改訂等業務

報告書

令和2年3月

有限責任監査法人トーマツ

はじめに

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。

一般廃棄物会計基準（平成19年6月）（以下「現行会計基準」という。）は、市区町村（一部事務組合を含む）の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、廃棄物処理法基本方針（平成17年5月改正）において、国が一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示す役割を担っていることから、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして公表された。

その後、地方公共団体では、生産年齢人口等の減少による廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっていることから、環境省においては、平成31年4月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加された。

これを受けて、本調査では、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物処理事業にかかる資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコストの分析を推進すべきとの観点から一般廃棄物会計基準（平成19年6月）の改訂等を行うことを目的として、以下の業務を実施した。

- （1）各自治体に対するヒアリングの実施及び課題等の整理・検討
- （2）一般廃棄物会計基準の改訂案及びスケジュール案の作成
- （3）ごみ有料化手引き改訂の方向性の検討
- （4）検討委員会等の開催

【 目 次 】

調査概要

1 . 各自治体に対するヒアリングの実施及び課題等の整理・検討	1
2 . 一般廃棄物会計基準等改訂(案)	7
3 . 一般廃棄物会計基準等改訂(案)新旧対照表	26
4 . 検討委員会における一般廃棄物会計基準改訂に関する検討	65
5 . ごみ有料化手引き改訂の方向性に関する検討	82
6 . 今後の課題	84
7 . 今後の一般廃棄物会計基準等改訂に係るスケジュール(案)	87

調査概要

1 . 調査目的

一般廃棄物会計基準（平成19年6月）（以下「現行会計基準」という。）は、市区町村（一部事務組合を含む）の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、廃棄物処理法基本方針（平成17年5月改正）において、国が一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示す役割を担っていることから、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして公表された。これは、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めたものである。

また、現行会計基準に基づく財務書類の作成にあたり、地方公共団体の作業負担の軽減を図るため「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」（以下、支援ツールという。）を作成し、提供している。

しかしながら、「廃棄物処理事業原価計算の手引き(昭和54年(社)全国都市清掃会議）」（以下、原価計算の手引きという。）を活用している自治体もある中、この会計基準を導入している自治体は全体の約3%と限られ、導入が促進されているとは言えない状況である。

そこで、この会計基準導入の普及促進を図るため、現行会計基準及び支援ツールの改訂を行うこととし、また、会計基準を活用した経営効率化のイメージ等を具体的に提示すること等も含め、改めて自治体への周知を行うことを目的とした。

2 . 調査項目

本調査の調査項目は以下のとおり。

(1) 各自治体に対するヒアリングの実施及び課題等の整理・検討

直近の会計基準の導入状況や自治体の導入メリットを把握できるように、都道府県2団体及び現在導入中または今後導入を検討する自治体10団体を対象に電話等でのヒアリングを行った。

また、原価計算書の改訂案の検討にあたっては、この会計基準以外にも、「廃棄物処理事業原価計算の手引き(昭和54年(社)全国都市清掃会議)」を考慮し、この会計基準との関係性や乖離の度合いを調査し、整理した。

(2) 一般廃棄物会計基準の改訂案及びスケジュール案の作成

会計基準の改訂案の作成にあたっては、平成19年に公表された会計基準における検

討結果等を十分に踏まえ、会計基準の基礎概念等を理解したうえで、上記(1)で整理・検討した内容を反映させた。あわせて、循環型社会の形成を含む社会課題の解決に資するような会計基準の活用方法等を具体的に検討し会計基準の改訂案に反映させた。

また、この会計基準の改訂案に沿った支援ツールの改訂を来年度に行うため、その方向性について検討した。

(3) ごみ有料化手引き改訂の方向性の検討

新たな会計基準の内容に応じた「ごみ有料化手引き」(平成 25 年 4 月)改訂の方向性の検討を行った。また、現行の手引きの策定時からの社会情勢の変化と食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定及びプラスチック資源循環戦略内の重点戦略に明記されている自治体の可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用などの方向性からも検討を行った。

(4) 検討委員会等の開催

上記(1)～(3)の内容について、専門的見地から助言を得るため、学識経験者等及び自治体関係者を検討委員として、キックオフミーティングを実施するとともに、検討委員会を開催した。

本編

1. 各自治体に対するヒアリングの実施及び課題等の整理・検討

現行の会計基準の導入状況や自治体における導入メリットの把握等を目的として、都道府県2団体、現行の会計基準導入団体、原価計算を実施している団体、独自の方法において原価計算等を実施している団体10団体に対して、調査票及び電話等によりヒアリング調査を実施した。

なお、一般廃棄物会計基準は「現行会計基準」、全国都市清掃会議の「廃棄物処理事業原価計算の手引」は「原価計算の手引」、総務省 統一的な基準による地方公会計制度に基づく場合は「公会計基準」と表記することとする。

(1) ヒアリング対象団体の会計基準導入状況及び経緯

< 都道府県 >

No	都道府県内における導入状況
1	一般廃棄物会計基準をもとに県内市町村のごみ処理経費を見える化し、市町村のごみ減量施策立案及び県民のごみ減量の動機付けを目的として、県内各市町村及び一部事務組合職員に対し、外部講師によるセミナーを実施。
2	ごみゼロ社会実現プラン(平成17年策定)において、ごみ処理システムの最適化を図る市町の取組を支援するとともに、市町が住民に対してごみ処理に関する分かりやすく的確な情報提供を行うことを可能とするため、市町のごみ処理事業における廃棄物会計などの導入を促進することを示しており、これに基づき取組を実施。

< 市町村 >

No	導入している基準等	導入時期・導入経緯
1	現行会計基準	本市は昭和48年度から「全国都市清掃会議」の基準を採用していたが、他市町村の数値との客観的な比較が可能であるとのことで、平成23年度より環境省が作成した「現行会計基準」を導入した。
2	現行会計基準	導入経緯は不明であるが、平成12年頃より実施。
3	現行会計基準	導入経緯は不明であるが、平成12年頃より実施。
4	現行会計基準	平成25年度より実施。以前よりごみ処理経費を広報誌で公表していたが、平成21年の広域化処理後の算出ができておらず、ツールとして使用。
5	現行会計基準	平成23年度より実施。それまで市独自で計算していたが、全国の他自治体と基準を揃えるために

No	導入している基準等	導入時期・導入経緯
		導入した。
6	原価計算の手引に基づく原価計算	少なくとも平成 14 年度以降は導入しているが、経緯は不明。
7	原価計算の手引に基づく原価計算	平成 12 年頃より実施(原価計算自体はそれ以前から実施)。啓発や不法投棄防止にかかる経費を含めて算出できるなど、本市で公表すべきと考える原価に近い手法であるため。
8	原価計算の手引に基づく原価計算	昭和 57 年より、昭和 54 年に全国都市清掃会議で取りまとめた廃棄物処理事業原価計算の手引きを参考に算定。
9	当市独自で、決算額から算出している。(清掃事業部門別原価計算書)	昭和 58 年度の決算から導入しており、経緯は不詳。
10	公会計基準における事業別セグメント分析	令和元年度より、総務省ワーキンググループへの応募を契機とし、一般廃棄物業務のコストの見える化を図り、無駄なコストの削減と適正な受益者負担の検討につなげることを目的として実施。

(2) 会計基準・財務書類についての意見等

No	意見等	回答 団体数
1	財務書類の必要性が浸透しておらず、作成が進んでいない。	1
2	財務書類作成の目的、活用が理解しづらい。	2
3	現行の会計基準の対応は市町村担当者の負担となっている、簡略化が望まれる。	5
4	担当者が数年で異動するため、財務書類作成に係るノウハウの継承が困難である。会計知識と廃棄物関連事業の知識の両方が必要で作業に時間を要する	3
5	会計基準の導入に際しての利点や活用事例を蓄積し、共有することが必要である。	1
6	定期的な説明会の実施や分かりやすいマニュアルを整備し、入力方法などの施術的な相談窓口の整備が必要である。	6
7	一般廃棄物処理事業実態調査もあることから、こちらで一定の説明責任を果たしていると考えられる団体が多いのではないかと。	1
8	実態調査で各種経費等の調査を行っているのであれば、統合することで事	6

	務手続の効率化を図りたい。	
9	会計基準が複雑であるため、算出または計上されている各種数値の意味合いが把握できず、説明が難しいと感じる。	3
10	令和元年度より、新公会計制度と整合性が取れたものに見直し予定である。	1

(3) 財務書類の活用についての意見等

No	意見等	回答 団体数
1	一般廃棄物処理事業のコスト状況の把握に活用されていると考える。	4
2	ごみ有料化の市民負担率を算出する際の資料として活用している(活用したい)。家庭系と事業系で手数料体系が異なるので、それぞれの数値を把握したい。	3
3	ごみ処理経費を住民が認識することが必要であり、情報開示、啓発目的で活用している(活用したい)。	6
4	一般廃棄物の処理・再資源化、減量化に係る各種事業のコスト比較に活用している。	2
5	本市のリサイクル率は県内でトップ水準にある、可燃ごみを資源化することで、「可燃ごみの処分単価が下がる」、「資源ごみの方が処分単価は低い」というような説明に活用している。	1
6	ごみ分別区分の見直しの参考資料として活用している。	3
7	ごみ処理の単位当たりコストを把握し、効率的な設備投資、一般廃棄物処理基本計画に反映できれば良いと考えている。	1
8	ごみ処理施設建設、ごみ処理委託の説明資料として活用している。	1
9	全国の自治体との比較ができれば良いのではないかと。地域性等があるため、その結果を公表するということではなく、各団体での業務改善に生かすことを主目的とすれば良いのではないかと。	6
10	当市はごみが多いとの課題を抱えているが、ごみの量は多いがコストはさほどかかっていない等の説明につながれば良いと考える。	1
11	現行の原価計算は、独自の基準で実施しているような位置づけとなるため、対外的な説明がしづらい。環境省基準に移行することで、対外的にも説明責任を果たすことができるような数値であれば、活用につなげやすいと考える。	1
12	会計基準の活用事例があれば取組を進めやすい。	1

(4) 固定資産関連にかかる意見等

No	意見等	回答 団体数
1	自治体の担当者（特に小規模団体においては廃棄物処理業務にかかわる担当者が、会計から現場事務まで幅広い対応が必要な状況）において、減価償却のような企業会計の考え方は馴染みにくい。	2

(5) 施設整備に係る補助金等の取扱状況等

No	意見等	回答 団体数
< 現行会計基準を導入している団体 >		
1	施設整備補助金については、支援ツールに入力し、財務書類等を作成しているが、原価計算には反映されておらず、行政コスト計算書に減価償却費相当額を計上している。	1
2	施設整備補助金については、受入年度に全額収益化、原価計算も受入年度に費用から控除している。 現行基準で作成団体に質問した結果、収入側の処理は意識されていない。	1
< 原価計算の手引による原価計算を導入している団体 >		
3	施設整備補助金についてはコスト計算上、考慮していない。 原価計算の手引きは基準が古いこともあり、各団体ともに、過去からの算定ルールをベースにカスタマイズして必要な原価計算を実施しており、原価計算の手引き上では、圧縮記帳をベースにした減価償却費を計上するとの記載があるが、実際に補助金考慮後の減価償却費を計上している団体は少ないと思われる。	2
4	施設整備にかかったコストについては総額で把握するというのが理解しやすいのではないか。	3
< 公会計基準を導入している団体 >		
5	施設整備にかかる補助金は受入時に収益化。	1
< 独自の基準で計算している団体 >		
6	自治体の担当者（特に小規模団体における廃棄物処理業務に関わる担当者）は、現行の歳入、歳出決算ベースが念頭にあるため、補助金については受入年度に計上という考え方が馴染みやすい。	2

(6) 人件費関連

No	意見等	回答 団体数
< 現行会計基準を導入している団体 >		
1	人件費の振分表のデータ資料収集に困難をきたしており、人件費を部門ごとに分けるのが難しい。	1
< 原価計算の手引による原価計算を導入している団体 >		
2	各業務での人工割が実態と整合性がとれているのか確認するのに苦慮している。	1
3	職員配置表により、人件費を配賦している。	1
< 公会計基準を導入している団体 >		
4	人件費は全て人事担当課で予算を集中管理しており、事業課が人件費を含めたコスト意識が薄いことが現状の課題である。	1

(7) その他の費用関連

No	意見等	回答 団体数
< 現行会計基準を導入している団体 >		
1	職員のほとんどが公会計制度や企業会計に関する知識（簿記の知識）がないため、財務書類の見方や存在意義、用語、各種費用の割り振り方等が分からない。また、どの費用がどの項目にどう影響しているかといったことが分かりにくい（市民等から新規・廃止事業の影響等について問われても即答できず、読み解くのに多大の時間を要し、場合によっては解読困難なこともある。）	1
< 原価計算の手引による原価計算を導入している団体 >		
2	原価計算書等の作成に利用している決算資料等は細々節ごとの経費である。処理に着目した指標のため、一部の環境教育関連経費が不算入。次年度（令和元年実績）からは会計制度による各種決算資料と整合性がとれたものに変更する。	1
< 公会計基準を導入している団体 >		
3	原価計算書作成のメリットとして、生活系・事業系や収集・処分などのセグメント別でのコスト把握により、受益者負担の適正性の判断やコスト分析による固定費圧縮につなげることにあると考えている。	1

(8) 注記関連(リチウムイオン関連経費・事故等)

No	意見等	回答 団体数
1	<p>リチウムイオン電池については、分別過程で注意して分別している。リチウムイオン電池が原因で、現場では小規模なボヤなどは起きているが、すぐに対応している。(ただし、これに伴うコストといった点からは通常業務の中での対応であるため把握しづらい)。</p> <p>リチウムイオン電池の引取りに関しては、一般社団法人 JBRC に引き取り依頼をしており、特にコストは発生していない。</p>	1
2	<p>当市の規模(人口約 10 万人)では、小型家電は 1 か月平均 20 トン排出されるため、現在事業者から提示されている処理費用は非常に負担が重い状況。破碎すれば費用は安くなるが、破碎処理施設の火災リスクがあるため、一概にどちらがいいか、という点が課題となっている。</p>	1

2 . 一般廃棄物会計基準等改訂(案)

会計基準の目的、また現在の課題や改訂の方向性を踏まえ、以下のとおり、「一般廃棄物会計基準等改訂(案)」（以下、改訂基準(案)という。）を作成した。

項目	改訂案
はじめに	<p>廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。</p> <p>このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」（以下「意見具申」という。）をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）（以下「基本方針」という。）を平成17年5月に改正した。</p> <p>意見具申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。一方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。</p>

項目	改訂案
	<p>一般廃棄物会計基準(以下「現行会計基準」という。)は、市区町村(一部事務組合・広域連合を含む)(以下「地方公共団体」という。)の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、廃棄物処理法基本方針(平成17年5月改正)において、国が一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示す役割を担っていることから、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして公表したもので、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めたものである。</p> <p>このような状況のもと、地方公共団体では、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、平成31年4月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。</p> <p>これを受けて、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコストの分析を推進すべきとの観点から標準的な分析手法について検討を行った。</p> <p>「(改訂)一般廃棄物会計基準」は、地方公共団体において、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき助言するものである。</p>

項目	改訂案
第一章	一般廃棄物会計基準財務書類作成の基本事項
一般廃棄物会計基準の意義	<p>地方公共団体が自らの経営を行うためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体において進められているところである。</p> <p>地方公共団体が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策（以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。）についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者に事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、地方公共団体による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。</p> <p>現行会計基準は、上記のような観点に基づき地方公共団体の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして会計基準をとりまとめ公表したものであるが、改めて地方公共団体においてより一層、事業にかかる資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコストの分析を推進すべきとの観点から標準的な分析手法について検討を行った。その上で、「（改訂）一般廃棄物会計基準」を活用することにより、地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指している。</p>
作成主体	財務書類の作成主体は、一般廃棄物処理事業を行う地方公共団体とする。
財務書類の一般原則	
1	理解可能性の原則とは、地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する

項目	改訂案
理解可能性の原則	事業に係る財務書類は、会計の専門知識を有しない一般の住民にも理解できるようにするため、できるだけ簡潔にわかりやすいものとしなければならないという原則をいう。
2 目的適合性の原則	目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、情報利用者が事後的に地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、情報利用者が地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、財務書類が遅延なく作成されているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。
3 信頼性の原則	信頼性の原則とは、地方公共団体における一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映しているか（実質優先主義）、情報利用者の意思決定を歪めることはないか（中立性）、財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点が考慮されるべきである。
4 その他の一般原則	その他の一般原則としては、財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか（重要性）、財務情報が会計期間または他の地方公共団体との間で比較し得るものか（比較可能性）という点等が考慮されるべきである。 なお、地方公共団体の財務書類は、すべての情報を含んでいなければならないという原則（完全性の原則）については、一般廃棄物の処理に関する事業に係る予算編成等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる観点から、本会計基準では、一般廃棄物の処理に関する事業に係るストック情報（ある一時点の財産残高）を網羅していることを意味する。
財務書類の構成	一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書（部門別コスト計算書を含む）、一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書とする。

項目	改訂案
作成の基礎となる計数	<p>財務書類は、地方公共団体の決算及び公有財産台帳、固定資産台帳における計数を基礎として作成する。</p> <p>固定資産台帳は、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯をその資産ごとに管理するための帳簿であり、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものとして、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について(平成27年1月23日 総務大臣通知)」の下で、全ての地方公共団体において作成することが求められているものである。</p>
対象期間	<p>財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年(出納整理期間中における取引を含む)とする。</p>
対象とする一般廃棄物の処理に関する事業	<p>地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。</p> <p>なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とする。「一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物」については、本基準の対象外である。</p> <p>また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の処理に関する事業の対象となる。</p>
連結の手法	<p>市町村(特別区を含む)が構成団体として加入する一部事務組合等と、当該構成団体の連結は行わない。</p>
本基準の位置づけ	<p>本会計基準は、地方財政制度(循環型社会推進交付金制度を含む)の改正や、企業会計基準の変更、総務省による地方公会計制度の取組等に応じて随時改善を重ねていくこととする。</p> <p>なお、本基準は、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や環境行政に資する財務書類の作成や原価計算の実施を妨げるものではない。</p>
他の会計との関係	
1 総務省による地方公会計制度に準拠している点	<p>以下の点については、総務省による「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月)、及び統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)に基本的に準拠している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 資産・負債の定義、区分 - 費用・収益の定義、区分

項目	改訂案
	- 減価償却の方法、対象
第二章	一般廃棄物会計基準財務書類の作成要領
	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表
1 総則	
	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。
	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、様式第1号のとおりとする。
	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、「資産の部」及び「負債の部」に区分して表示する。
2 資産の部 (1) 総則	
	資産は、資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。 資産は、「有形固定資産」「無形固定資産」及び「その他」に分類して表示する。なお、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産の状況を明らかにするという目的に鑑み、「その他」については「流動資産」「固定資産」の区分を行わない。
取得価額	固定資産は取得原価を基礎として計上を行う。ただし、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とする。 資産の取得にあたって国庫支出金（補助金、交付金）や都道府県支出金等支出金（補助金等）を利用した場合でも、支出金分を取得価額から控除しない。
付随費用	固定資産の取得価額は当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三 - 五 - Dに準拠して、原則として、当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
減価償却・耐用年数等	償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとし、減価償却は資産の区分ごとに定額法によって行うものとする。 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に規定されている耐用年数に従うこととする。
固定資産の計上方法	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年

項目	改訂案
	1月23日（総務大臣通知）」の下で整備されている固定資産台帳をもとにして、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産を計上する。
(2)有形固定資産	有形固定資産については、1年以上にわたって使用するものであり、かつ原則として取得価額が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とする。
	有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、「土地」「施設設備」「車両」「その他」及び「建設仮勘定」の表示科目を用いる。
(3)無形固定資産	無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、「ソフトウェア」、「その他」の表示科目を用いる。また、減価償却の方法について注記する。 ソフトウェアについては、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用等の累計）を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。なお、将来の費用削減とは無関係なソフトウェアについては、当該会計年度において費用処理を行う。
(4)その他	その他は、上記有形固定資産及び無形固定資産以外の資産を計上する。
3 負債の部 (1)総則	
表示	負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。 ただし、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表では、一般廃棄物の処理に関する事業に係る負債の状況を明らかにするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」を計上することし、「流動負債」「固定負債」の区分を行わない。
(2)地方債	地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に係るものを計上する。
(3)長期未払金	長期未払金は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務をいう。

項目	改訂案
(4) 退職手当引当金	<p>退職手当引当金は、地方公共団体の退職手当引当金のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に従事する職員に係る金額を計上する。</p> <p>退職手当引当金は、原則として期末自己都合要支給額により算定する。</p> <p>ただし、上記の算定が困難な場合は、現在就業している退職手当給付の対象となる職員に対して支払われる一人当たりの平均退職手当支給額に、退職手当支給の対象となる職員数を乗じた金額を計上するなど、簡易的な方法によることも妨げない。</p>
(5) その他	<p>その他は、上記以外の負債を計上する。</p>
	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書</p>
1 総則	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、地方公共団体が直営又は委託により行う一般廃棄物の処理（収集運搬、中間処理、最終処分）に関する事業について、対象期間に要した費用及び収益を部門別に明らかにするもので、一般廃棄物の処理に関する事業全体の効率性を把握・分析するための情報として役立てることができる。</p>
	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、様式第2号のとおりとする。</p>
	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「経常収益」「経常外費用」及び「経常外収益」に区分して表示する。</p>
	<p>費用及び収益は、総額によって表示することを原則とする。</p>
	<p>一般廃棄物の担当部門を、作業部門（収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門）、管理部門に区分する。</p> <p>各部門の定義は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬部門…収集運搬業務を担う部門。収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬を含む。 ・中間処理部門…中間処理とは、焼却（溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。）ごみ固形燃料化、資源化、埋立処分のための破碎、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門とい

項目	改訂案
	<p>う。資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分部門...最終処分業務を担う部門。最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を指す。 ・管理部門...作業部門の管理、啓発等の管理業務を行う部門。
	<p>各部門に計上する金額は、原則としてその内容に応じて各部門に計上する。</p> <p>生活系・事業系の区分については、各部門の計上金額が直接把握できる場合は、その金額を計上する。ただし、直接把握することが困難な場合には、各部門別のごみの収集量、搬入量など合理的な基準により按分して計上する。</p> <p>管理部門の啓発については、広報・普及啓発に係る費用を計上する。</p> <p>管理部門のその他については、以下の費用等を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用 ・一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用 ・一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用 ・不法投棄防止対策に係る費用 ・指定袋やシール等の販売に係る費用
2 経常費用	
(1) 総則	<p>経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎事業年度経常的に発生するものをいう。</p> <p>経常費用は、「人件費」「物件費等」「移転費用」「その他業務費用」に分類して表示する。</p>
(2) 人件費	<p>人件費は、「職員給与費(技能職)」「職員給与費(一般職)」「退職手当引当金繰入額」「その他」に分類して表示する。</p>
	<p>人件費の対象となる職員については、正職員、会計年度任用職員等の区別は問わない。</p> <p>職員給与費には、給与費、手当、賃金、福利費、報酬、研究費、報償費等を含めるが、退職手当の支給額は含まない。</p>
各人件費の定義	各人件費の定義は、以下のとおりとする。

項目	改訂案
	<p>【技能職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬...収集運搬車運転手、整備士、修理士、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士、作業員をいう。 ・中間処理...クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員をいう。 ・最終処分...埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員をいう。 ・その他...洗濯作業員、監視員、雑役等をいう。 <p>【一般職】</p> <p>事務系と技術系に区分される。事務系は一般事務員、指導員、集金員等をいう。技術系は土木、衛生、建築、機械、電気、化学等の技術系職員をいう。</p>
職員給与費（技能職）	<p>職員給与費（技能職）は、技能職に係る職員給与費を計上する。</p> <p>【職員給与費（技能職） - 収集運搬部門】</p> <p>収集運搬部門の技能職に係る職員給与費を計上する。</p> <p>【職員給与費（技能職） - 中間処理部門】</p> <p>中間処理部門の技能職に係る職員給与費を計上する。</p> <p>【職員給与費（技能職） - 最終処分部門】</p> <p>最終処分部門の技能職に係る職員給与費を計上する。</p>
職員給与費（一般職）	<p>職員給与費（一般職）は、一般職に係る職員給与費を計上する。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>職員給与費（一般職）は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。</p>
退職手当引当金繰入額	<p>退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該年度発生額を計上する。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>退職手当引当金繰入額は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。</p>
その他	<p>その他は、上記職員給与費（技能職・一般職）及び退職手当引当金繰入額以外の人件費（賞与等引当金繰入額など）を計上する。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>その他は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。</p>
(3) 物件費等	物件費等は、「処理費」「委託費」「調査研究費」「減価償却費」「その

項目	改訂案
	他」に分類して表示する。
処理費	<p>処理費は、以下の項目を計上する。</p> <p>【処理費 - 収集運搬部門】 収集運搬費...収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費をいい、粗大ごみ、大掃除、年末年始対策費も含む。</p> <p>【処理費 - 中間処理部門】 中間処理費...処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等の中間処理に係る人件費以外の経費をいう。</p> <p>【処理費 - 最終処分部門】 最終処分費...埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をいう。</p>
委託費	<p>委託費は、中間処理、最終処分、資源化の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。</p> <p>【委託費 - 収集運搬部門】 収集運搬に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。</p> <p>【委託費 - 中間処理部門】 中間処理（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。</p> <p>【委託費 - 最終処分部門】 最終処分（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。</p> <p>【委託費 - 管理部門】 収集運搬、中間処理及び最終処分に属さない廃棄物処理に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。</p>
減価償却費	<p>減価償却費は、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少額をいう。</p> <p>減価償却の対象となる資産は、有形固定資産（土地、建設仮勘定を除く）と無形固定資産（ソフトウェア等）となる。</p>

項目	改訂案
その他	<p>その他は、上記処理費、委託費、減価償却費以外の物件費等を計上する。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>その他は、内容に応じて、各部門に計上する。</p>
(4) 移転費用	<p>移転費用は、毎会計年度、経常的に発生する非交換性（非対価性）の支出をいう。</p> <p>移転費用は、「組合分担金等（処理・維持管理）」「その他」に分類して表示する。</p>
組合分担金等（処理・維持管理）	<p>組合分担金等（処理・維持管理）は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る「組合分担金」のうち、処理・維持管理に係るものを計上する。</p>
その他	<p>その他は、上記組合分担金等（処理・維持管理）以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用（経常費用）を計上する。</p>
(5) その他業務費用	<p>その他業務費用は、上記人件費、物件費等、移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係るその他の業務費用を計上する。</p> <p>その他の業務費用は、「支払利息」「その他」に分類して表示する。</p>
支払利息	<p>支払利息は、利息負担金額のうち、地方公共団体が発行している一般廃棄物の処理に関する事業に係る地方債等に係るもの、及び他の団体・金融機関からの借入金に係る利息負担金額を計上する。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>支払利息は、管理部門に計上する。</p>
その他	<p>その他は、上記支払利息以外のその他業務費用を計上する。</p>
3 経常収益	
(1) 総則	<p>経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に発生するものをいう。</p> <p>経常収益は、「使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」に分類して表示する。</p>
(2) 使用料及び手数料	<p>使用料及び手数料は、地方公共団体が、その活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として、使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいい、一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料・手数料を計上する。</p> <p>使用料及び手数料は、「指定袋・シール等販売収入」「直接搬入ごみ手数料」「その他」に分類して表示する。</p>
指定袋・シール等販売収入	<p>指定袋・シール等販売収入は、一般廃棄物の処理に係る指定袋・シール等の販売収入を計上する。</p>

項目	改訂案
直接搬入ごみ手数料	直接搬入ごみ手数料収入は、生活系直接搬入ごみの手数料収入、事業系直接搬入ごみ手数料収入、近隣市町村からの作業委託収入を計上する。
その他	その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料及び手数料を計上する。
(3) 補助金等収入	補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをいう。 補助金等収入は、「国県等支出金(運営費補助金等)」「[一部事務組合等]市区町村分担金(処理・維持管理)」「その他」に分類して表示する。
国県等支出金(運営費補助金等)	国県等支出金(運営費補助金等)は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から経常的に支払われるものをいう。国庫支出金(補助金、交付金)及び都道府県支出金(補助金等)を計上する。
[一部事務組合等]市区町村分担金(処理・維持管理)	一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から経常的に支払われる分担金を計上する。
その他	その他は、上記運営費補助金等収入、[一部事務組合等]市区町村分担金(処理・維持管理)以外の補助金等収入を計上する。
(4) その他	その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常収入を計上する。 その他は、「資源物等売却収入」「売電等収入」「その他」に分類して表示する。
資源物等売却収入	資源物等売却収入は、資源物等の売却収入を計上する。
売電等収入	売電等収入は、発電設備を有している場合の電力会社等への余剰電力の売却収入を計上する。
その他	その他は、上記資源物等売却収入、売電等収入以外のその他の経常収入を計上する。
4 経常外費用	
(1) 総則	経常外費用は、費用の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。

項目	改訂案
	経常外費用は、「移転費用」「その他」に分類して表示する。
(2) 移転費用	移転費用は、非経常的に発生する非交換性（非対価性）の支出をいう。 移転費用は、「組合分担金等（建設・改良）」「その他」に分類して計上する。
組合分担金等（建設・改良）	組合分担金等（建設・改良）は、一般廃棄物処理施設の整備に係る経費のうち、一般廃棄物の処理に関する一部事務組合等への負担金を計上する。
その他	その他は、上記組合分担金等以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用（経常外費用）を計上する。
(3) その他	その他は、上記移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係るその他の経常外費用を計上する。 その他は「災害廃棄物処理事業経費」「資産除売却損」「その他」に分類して表示する。
災害廃棄物処理事業経費	災害廃棄物処理事業経費は、災害廃棄物処理事業に係る経費を計上する。
資産除売却損	資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額を計上する。
その他	その他は、上記以外の経常外費用を計上する。
5 経常外収益	
(1) 総則	経常外収益は、収益の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。 経常外収益は、「施設整備補助金等収入」「その他」に分類して表示する。
(2) 施設整備補助金等収入	施設整備補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から非経常的に支払われるものをいう。 施設整備補助金等収入は、「国県等支出金（施設整備補助金）」「[一部事務組合等]市区町村分担金（建設・改良）」「その他」に分類して表示する。
国県等支出金（施設整備補助金）	国県等支出金（施設整備補助金）は、一般廃棄物の処理に関する施設整備に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から非経常的に支払われるものをいう。国庫支出金（補助金、交付金）及び都道府県支出金（補助金等）を計上する。

項目	改訂案
[一部事務組合等] 市区町村分担金(建設・改良)	一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い施設整備費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から非経常的に支払われる分担金を計上する。
その他	その他は、上記以外の施設整備に係る補助金を計上する。
(3)その他	その他は、上記以外の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う経常外収益を計上する。 その他は、「災害廃棄物処理事業収益」「資産売却益」「その他」に分類して計上する。
災害廃棄物処理事業収益	災害廃棄物処理事業収益は、災害廃棄物処理事業に係る収益を計上する。
資産売却益	資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。
その他	その他は、上記災害廃棄物処理事業収益、資産売却益以外の経常外収益を計上する。
	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書
1 総則	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、地方公共団体が直営又は委託により行う一般廃棄物の処理(収集運搬、中間処理(焼却・資源化)、最終処分(埋め立て))について、生活系ごみ、事業系ごみの別に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する経常的な事業の状況を把握・分析するための情報として役立てることができる。
	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、様式第3号のとおりとする。
	原価計算書においては、行政コスト計算書において算定された各部門別、生活系ごみ・事業系ごみの別に得られた費用及び収益情報をもとに原価等を算定する。 原価計算書の対象とする費用は、行政コスト計算書における「経常費用」、収益は「経常収益」とする。
	注記
1 重要な会計方針	一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成するにあたり、財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

項目	改訂案
	有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準及び算定方法 リース取引の処理方法 その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
2 重要な会計方針の変更	重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければならない。 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容 表示方法を変更した場合には、その旨
3 重要な後発事象	会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で翌年度以降の一般廃棄物の処理に関する事業の財務状況等に影響を及ぼす後発事象の内、次に掲げるものを記載する。 重大な災害等の発生 その他重要な後発事象
4 追加情報	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価のための内容を理解するために必要と認められる次の事項を記載する。 3Rに係る先進的な取組事例 循環型社会の形成に資する施設の整備状況 場外余熱等利用施設の状況 その他の追加情報
5 その他特記事項	その他必要に応じて、循環型社会形成推進に関する財務情報・非財務情報を追加して記載する。 (例) ・有害物質・処理困難物に係る事故発生時の対応費用(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用) ・不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等 ・リチウムイオン電池の処理等に関する事項

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表

(令和 年3月31日現在)

(単位:千円)

項目			
[資産の部]			
1	有形固定資産		
(1)	土地	XXX	
(2)	施設設備		
	取得価額	XXX	
	減価償却累計額	XXX	XXX
(3)	車両		
	取得価額	XXX	
	減価償却累計額	XXX	XXX
(4)	その他		
	取得価額	XXX	
	減価償却累計額	XXX	XXX
(5)	建設仮勘定		XXX
	有形固定資産合計		XXX
2	無形固定資産		
(1)	ソフトウェア	XXX	
(2)	その他	XXX	
	無形固定資産合計		XXX
3	その他		XXX
	資 産 合 計 a		XXX
[負債の部]			
1	地方債		XXX
2	長期未払金		XXX
3	退職手当引当金		XXX
4	その他		XXX
	負 債 合 計 b		XXX
	(差引)資産負債差額		
	(a - b) = c		XXX

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

〔 自 令和 年4月 1 日
至 令和 年3月31 日 〕

【経常費用】

(単位:千円)

	総 額	収集運搬			中間処理(焼却・資源化)			最終処分(埋め立て)			管理		
		生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	啓発	その他	小計
1. 人件費													
(1) 職員給与費(技能職)													
(2) 職員給与費(一般職)													
(3) 退職手当引当金繰入額													
(4) その他													
小 計													
2. 物件費等													
(1) 処理費													
(2) 委託費													
(4) 減価償却費													
(5) その他													
小 計													
3. 移転費用													
(1) 組合分担金等(処理費・維持管理費)													
(2) その他													
小 計													
4. その他業務費用													
(1) 支払利息													
(2) その他													
小 計													
経 常 行 政 コ ス ト a													
構 成 比 率 (%)													

【経常収益】

1. 使用料及び手数料													
(1) 指定袋・シール等販売収入													
(2) 直接搬入ごみ手数料													
(3) その他													
小 計													
2. 補助金等収入													
(1) 国県等支出金(運営費補助金等)													
(2) [一部事務組合等]市区町村分担金(処理・維持管理)													
(3) その他													
小 計													
3. その他													
(1) 資源物等売却収入													
(2) 売電等収入													
(3) その他													
小 計													
経 常 収 益 合 計 b													
b / a (%)													

(差 引) 純 経 常 行 政 コ ス ト

【経常外費用】

1. 移転費用													
(1) 組合分担金等(建設・改良)													
(2) その他													
小 計													
2. その他													
(1) 災害廃棄物処理事業経費													
(2) 資産売却却損													
(3) その他													
小 計													
経 常 外 費 用 合 計 d													

【経常外収益】

1. 施設整備補助金等収入													
(1) 国県等支出金(施設整備補助金)													
(2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良)													
(3) その他													
小 計													
2. その他													
(1) 災害廃棄物処理事業収益													
(2) 資産売却却益													
(3) その他													
小 計													
経 常 外 収 益 合 計 e													

(差 引) 純 行 政 コ ス ト

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

〔 自 令和 年4月1日
至 令和 年3月31日 〕

原価項目	生活系		事業系	
	金額 (千円)	1kg当たり単価 (円/kg)	金額 (千円)	1kg当たり単価 (円/kg)
収集運搬に係るコスト				
中間処理(焼却・資源化)に係るコスト				
最終処分(埋め立て)に係るコスト				
合計				

収益項目	生活系		事業系	
	金額 (千円)	1kg当たり単価 (円/kg)	金額 (千円)	1kg当たり単価 (円/kg)
指定袋・シール等販売収入				
直接搬入ごみ手数料				
その他				
合計				

原価-収益				

ごみ収集量(kg)		
ごみ直接搬入量(kg)		
ごみ搬入量(kg) +		

・重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
- (2) 有形固定資産等の減価償却の方法
- (3) 引当金の計上基準及び算定方法
- (4) リース取引の処理方法
- (5) その他財務書類の作成のための基本となる重要な事項

・重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
- (2) 表示方法の変更

・重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 組織・機構の大幅な変更
- (3) 重大な災害等の発生

・追加情報

- (1) 3Rに係る先進的な取り組み事例
- (2) 循環型社会の形成に資する施設の整備状況
- (3) 場外余熱等利用施設の状況

・その他特記事項

- (1) 有害物質・処理困難物に係る事故時の対応費用(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)
- (2) 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等
- (3) リチウムイオン電池の処理等に関する事項

3 . 一般廃棄物会計基準等改訂(案)新旧対照表

現行会計基準と改訂会計基準(案)を比較するために、以下のとおり会計基準の新旧対照表として整理を行った。

項目	現行会計基準	項目	改訂案
はじめに	<p>廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。</p> <p>このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」（以下「意見具申」という。）をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）（以下「基本方針」という。）を平成17年5月に改正した。</p> <p>意見具申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。－</p>	はじめに	<p>廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。</p> <p>このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」（以下「意見具申」という。）をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月7日環境省告示第34号）（以下「基本方針」という。）を平成17年5月に改正した。</p> <p>意見具申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。－</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。</p> <p>このような背景のもと、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、平成17年度から2年間にわたり、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析の標準的手法について検討を行った。</p>		<p>方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。</p> <p>一般廃棄物会計基準(以下「現行会計基準」という。)は、市区町村(一部事務組合・広域連合を含む)(以下「地方公共団体」という。)の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、廃棄物処理法基本方針(平成17年5月改正)において、国が一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示す役割を担っていることから、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして会計基準をとりまとめ、公表したもので、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めたものである。</p> <p>このような状況のもと、地方公共団体では、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、平成31年4月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>「一般廃棄物会計基準」は、市町村において、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245条の4に基づき助言するものである。</p>		<p>これを受けて、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する事業にかかる資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコストの分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討を行った。</p> <p>「（改訂）一般廃棄物会計基準」は、地方公共団体において、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき助言するものである。</p>
		第一章	一般廃棄物会計基準財務書類作成の基本事項
1.1 一般廃棄物会計基準の意義	<p>地方公共団体の経営を進めるためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体においてすすめられているところである。</p> <p>市町村が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策（以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。）についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者が事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係る</p>	一般廃棄物会計基準の意義	<p>地方公共団体が自らの経営を行うためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体において進められているところである。</p> <p>地方公共団体が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策（以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。）についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者が事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、地方公共団体による一般廃棄物の処理に関する</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>会計の分析・評価を行うことが求められている。</p> <p>一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から一般廃棄物会計の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法を定めるものである。一般廃棄物会計基準を活用することにより市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指している。</p>		<p>る事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。</p> <p>現行会計基準は、上記のような観点に基づき地方公共団体の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして会計基準をとりまとめ公表したものであるが、改めて地方公共団体においてより一層、事業にかかる資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコストの分析を推進すべきとの観点から標準的な分析手法について検討を行った。その上で、「(改訂)一般廃棄物会計基準」を活用することにより地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。</p>
1.2 作成主体	財務書類の作成主体は、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)とする。	作成主体	財務書類の作成主体は、一般廃棄物処理事業を行う地方公共団体とする。
1.3 財務書類の作成目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において、一般廃棄物会計に係る財務書類を作成する目的は、情報利用者が意志決定を行うに当たり、有用な情報を提供することにある。 ・また、この財務書類を作成する目的は、市町村が情報利用者に対してその責任を会計的に明らかにすること「パブリック・アカウンタビリティ(公的説明責任)」にある。 	-	-
1.4 財務書類の一般原則		財務書類の一般原則	
-	-	1 理解可能性の原則	理解可能性の原則とは、地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類は、会計の専門知識を有しない一般の住民にも理解できるようにするため、できるだけ簡潔にわかりやすいものとしなければならないという原則をいう。
1.4.1 目的適合性の原則	目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、2 情報利用者が事	2 目的適合性の原則	目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、 情報利用者が事

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>後的に市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、</p> <p>情報利用者が市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、</p> <p>財務書類が遅延なく作成されているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。</p>		<p>後的に地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、</p> <p>情報利用者が地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、</p> <p>財務書類が遅延なく作成されているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。</p>
1.4.2 信頼性の原則	<p>信頼性の原則とは、市町村における一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映しているか（実質優先主義）、</p> <p>情報利用者の意志決定を歪めることはないか（中立性）、</p> <p>財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点が考慮されるべきである。</p>	3 信頼性の原則	<p>信頼性の原則とは、地方公共団体における一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映しているか（実質優先主義）、</p> <p>情報利用者の意思決定を歪めることはないか（中立性）、</p> <p>財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点が考慮されるべきである。</p>
1.4.3 その他の一般原則	<p>その他の一般原則としては、財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか（重要性）、</p> <p>財務情報が会計期間または他の市町村との間で比較し得るものか（比較可能性）という点等が考慮されるべきである。</p>	4 その他の一般原則	<p>その他の一般原則としては、財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか（重要性）、</p> <p>財務情報が会計期間または他の地方公共団体との間で比較し得るものか（比較可能性）という点等が考慮されるべきである。</p> <p>なお、地方公共団体の財務書類は、すべての情報を含んでいなければならないという原則（完全性の原則）については、一般廃棄物の処理に関する事業に係る予算編成等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる観点から、本会計基準では、一般廃棄物の処理に関する事業に係るストック情報（ある一時点の財産残高）を網羅していることを意味する。</p>
1.5 財務書類の構成	<p>一般廃棄物会計に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に関する事業に</p>	財務書類の構成	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
成	係る原価計算書（以下、「原価計算書」と示す場合もある。）、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧とする。	成	関する事業に係る資産・負債一覧表、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書（部門別コスト計算書を含む）、一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書とする。
1.6 作成の基礎となる計数	財務書類は、市町村の決算及び公有財産台帳における計数を基礎として作成する。	作成の基礎となる計数	財務書類は、地方公共団体の決算及び公有財産台帳、固定資産台帳における計数を基礎として作成する。 固定資産台帳は、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯をその資産ごとに管理するための帳簿であり、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものとして、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知）」の下で、全ての地方公共団体において作成することが求められているものである。
1.7 対象期間	財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年とする。	対象期間	財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年（出納整理期間中における取引を含む）とする。
1.8 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業	市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。 なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とする。「一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物」については、本基準の対象外である。 また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の処理に関する事業の対象となる。	対象とする一般廃棄物の処理に関する事業	地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。 なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とする。「一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物」については、本基準の対象外である。 また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の処理に関する事業の対象となる。
1.9 連結の手法	市町村（組合を除く）が構成団体として加入する一部事務組合等の場合は、当該構成団体の連結対象とする。 組合との連結の手法については、各構成団体の経費負担割合に応じた比例連結とし、補足情報として経費負担割合で比例連結したこと等を注記する。また、組合に対する経費の負担割合が重要でないものは、連結の範囲に含めないことができることとし、この場合にもその旨を注記する。連結	連結の手法	市町村（特別区を含む）が構成団体として加入する一部事務組合等と、当該構成団体の連結は行わない。

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>を行う場合、市町村は組合負担金については、入力しない。</p> <p>ただし、上記の算定ができない場合については、委託業務と同様の扱いとし、市町村（組合を除く）は組合負担金を入力する。</p>		
-	-	本基準の位置づけ	<p>本会計基準は、地方財政制度（循環型社会推進交付金制度を含む）の改正や、企業会計基準の変更、総務省による地方公会計制度の取組等に応じて随時改善を重ねていくこととする。</p> <p>なお、本基準は、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や環境行政に資する財務書類の作成や原価計算の実施を妨げるものではない。</p>
1.10 他の会計との関係		他の会計との関係	
1.10.1 新地方公会計制度研究会報告書に準拠している点	<p>以下の点については、総務省が設置する新地方公会計制度研究会がとりまとめた「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）に基本的に準拠している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 資産・負債の定義、区分 - 費用・収益の定義、区分 - 減価償却の方法、対象 - 連結の手法 	1 総務省による地方公会計制度に準拠している点	<p>以下の点については、総務省による「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月）、及び統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）に基本的に準拠している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 資産・負債の定義、区分 - 費用・収益の定義、区分 - 減価償却の方法、対象
1.10.2 環境会計ガイドラインとの関係	<p>市町村が環境省による「環境会計ガイドライン2005年版」（平成17年2月）に基づいて環境会計を実施している場合、以下に示す関係にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業エリア内コストの資源循環コストのうち「一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト」及び「一般廃棄物の処理・処分のためのコスト」は、原価計算書の作業部門の費用に該当する。 - 管理活動コストのうち、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用が、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の管理部門の経常費用「その他の一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用」に該当する。 - 環境保全対策に伴う経済効果の実質 	-	-

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>的効果の収益のうち、リサイクルによる有価物の売却収入は、原価計算書の「資源売却収入」に該当する。</p>		
<p>1.11 用語の定義</p>	<p>1.11.1.1 一般廃棄物の担当部門 一般廃棄物の担当部門を、作業部門、管理部門に区分する。 各部門の定義は以下のとおりである。 表1-1 各部門の定義(1)参照</p> <p>1.11.1.2 焼却残さ埋立量 焼却残さ埋立量とは、中間処理(焼却)の後、最終処分場へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1.11.1.3 残さ焼却量 残さ焼却量とは、中間処理(焼却以外)あるいは資源化の後、中間処理(焼却)施設へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1.11.1.4 処理残さ埋立量 処理残さ埋立量とは、中間処理(焼却以外)あるいは資源化の後、最終処分場へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1.11.1.5 資源化量 資源化量とは、中間処理あるいは資源化の後、資源回収業者へ引き渡される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1.11.1.6 積載区分 積載区分とは、一般廃棄物を収集運搬する際に同じ車両に同時に積載されている一般廃棄物種類の組合せを指す。</p> <p>1.11.1.7 積載区分別のべ収集運搬時間 積載区分別のべ収集運搬時間は、当該積載区分の年間出勤時間に乗車人数を乗じて算出する。</p> <p>1.11.1.8 収集運搬量 収集運搬量とは、収集運搬した一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1.11.1.9 収集運搬容積 収集運搬容積とは、収集運搬した一般廃棄物の容積を指す。 各一般廃棄物種類の収集運搬容積を実測していない場合は、各一般廃棄物種類の収集運搬量を比重で除すことによって、算出する。比重としては、以下のデータを利用する。</p>	<p>-</p> <p>-</p>	<p>-</p> <p>-</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>* 比重データ省略</p> <p>1.11.1.10 中間処理投入量 中間処理投入量とは、中間処理に投入される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1.11.1.11 資源化投入量 資源化投入量とは、資源化に投入される一般廃棄物の重量を指す。</p> <p>1.11.1.12 資源化ライン別ののべ稼働時間 各資源化ライン別ののべ稼働時間は、当該資源化ラインの年間稼働時間に従事人数を乗じて算出する。</p> <p>1.11.1.13 最終処分投入量 最終処分投入量とは、最終処分に投入される一般廃棄物の重量を指す。なお、この重量は埋立処分される重量である。</p> <p>1.11.1.14 委託区分 委託区分とは、委託料もしくは組合負担金を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1.11.1.15 指定袋やシール等の販売区分 指定袋やシール等の販売区分とは、指定袋やシールの販売収入を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1.11.1.16 家庭系直接搬入ごみの手数料区分 家庭系直接搬入ごみの手数料区分とは、家庭系直接搬入ごみの手数料収入を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1.11.1.17 事業系直接搬入ごみの手数料区分 事業系直接搬入ごみの手数料区分とは、事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1.11.1.18 受託区分 受託区分とは、近隣市町村からの受託収入を把握することができる最小の単位を指す。</p> <p>1.11.1.19 集団回収 集団回収とは、市民団体等による資源回収において、市町村が用具の貸出、</p>	-	-

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>補助金等の交付等により関与しているものを指す。</p> <p>1.11.1.20 直接搬入 直接搬入とは、住民や事業者が市町村の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を直接持ち込むことを指す。</p> <p>1.11.2 会計関連の用語 1.11.2.1 費用 費用とは、一会計期間中における活動の成果を生み出すための努力として、資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス供給能力の減少であって、会計主体の所有者以外との取引その他事象から生ずる純資産の減少原因をいう。 なお、固定資産形成や長期金融資産への資本的支出は、費用として計上されない。</p> <p>1.11.2.2 収益 収益とは、一会計期間中における活動の成果として、資産の流入もしくは増加、または負債の減少による経済的便益またはサービス供給能力の増加であって、会計主体の所有者以外との取引その他事象から生ずる純資産の増加原因をいう。</p> <p>1.11.2.3 資産 資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または、当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的サービス提供能力を伴うものをいう。</p> <p>1.11.2.4 負債 負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または、当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。</p>	-	-

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	1.12 対象とする費目 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書及び一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書が対象とする費目を表1-2(2)に示す。		
-	-	第二章	一般廃棄物会計基準財務書類の作成要領
-	-		一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表
1.5.3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。	1 総則	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。
4.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の意義	「一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧」とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理したものを指す。	-	-
4.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の作成目的	一般廃棄物の処理に関する事業に係る遊休資産・過剰資産等を有効に活用することが可能となる。 また、資産の更新・修繕計画策定の際の基礎資料となる。	-	-
4.3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の様式	*省略		一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、様式第1号のとおりとする。
4.4.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の構成	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧は、「資産の部」及び「負債の部」に区分して表示する。		一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧は、「資産の部」及び「負債の部」に区分して表示する。
4.4.2 資産の部	資産は、資産の定義に該当するものについては、その形態を表す科目によって表示する。 資産は、「金融資産」及び「非金融資	2 資産の部 (1)総則	資産は、資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。 資産は、「有形固定資産」「無形固定資産」

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	産」に分類して表示する。		及び「その他」に分類して表示する。なお、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産の状況を明らかにするという目的に鑑み、「その他」については「流動資産」「固定資産」の区分を行わない。
4.4.2.1 金融資産	<p>金融資産は、「資金」と「金融資産（資金を除く）」に分類して表示する。</p> <p>金融資産については、一部事務組合が保有するもののみを記載する。</p> <p>(1) 資金</p> <p>資金は、現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）から構成される。このうち、現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含むことに留意を要する。</p> <p>(2) 金融資産（資金を除く）</p> <p>金融資産（資金を除く）は、「債権」、「有価証券」及び「投資等」に分類して表示する。</p> <p>債権は、「未収金」、「貸付金」及び「その他の債権」に分類して表示する。</p> <p>未収金は、基準日時点における未収金をいう。</p> <p>貸付金は、貸付先に対する融資残高を計上する。</p> <p>その他の債権は、上記税等未収金、未収金及び貸付金以外の債権をいう。</p> <p>有価証券、出資金、その他の投資は、取得原価で計上する。</p> <p>投資等は、「出資金」及び「その他の投資」に分類して表示する。</p>	-	-
-	-		<p>取得価額...固定資産は取得原価を基礎として計上を行う。ただし、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とする。</p> <p>資産の取得にあたって国庫支出金（補助金、交付金）や都道府県支出金等支出金（補助金等）を利用した場合でも、支出金分を取得価額から控除しない。</p>
-	-		付随費用...固定資産の取得価額は当該

項目	現行会計基準	項目	改訂案
			資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三 - 五 - D に準拠して、原則として、当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
-	-		減価償却・耐用年数等...償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとし、減価償却は資産の区分ごとに定額法によって行うものとする。 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第25号)に規定されている耐用年数に従うこととする。
-	-		固定資産の計上方法...「統一的な基準による地方公会計の整備促進について(平成27年1月23日 総務大臣通知)」の下で整備されている固定資産台帳をもとにして、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産を計上する。
4.4.2.2 非金融資産	非金融資産は、「事業用資産」及び「繰延資産」に分類して表示する。	-	-
(1) 事業用 資産	事業用資産は、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に分類して表示する。 有形固定資産については、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とする。	(2) 有形固 定資産	有形固定資産については、1年以上にわたって使用するものであり、かつ原則として取得価額が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とする。
	有形固定資産は、部門ごとに表示科目を設けて計上する。 具体的には、収集運搬部門有形固定資産、中間処理部門有形固定資産、最終処分部門有形固定資産、資源化部門有形固定資産、管理部門有形固定資産の表示科目を用いる。 土地については、取得原価を計上する。 施設、装置、重機、車両、その他固定資産については、50万円以上の重要資産の取得原価を計上する。また、公有財産台帳や物品管理簿等の記載価格を基礎とする。		有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、「土地」「施設設備」「車両」「その他」及び「建設仮勘定」の表示科目を用いる。

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	資産の取得にあたって国庫支出金（補助金、交付金）や都道府県支出金等支出金（補助金等）を利用した場合でも、支出金分を取得原価から控除しない。 建設仮勘定は、有形固定資産あり、建設中のものを取得するための支出額を計上する。		
	無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、ソフトウェア、その他無形固定資産等の表示科目を用いる。 ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用等の累計）を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。	（３）無形固定資産	無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。具体的には、「ソフトウェア」、「その他」の表示科目を用いる。また、減価償却の方法について注記する。 ソフトウェアについては、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用等の累計）を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。なお、将来の費用削減とは無関係なソフトウェアについては、当該会計年度において費用処理を行う。
-	-	（４）その他	その他は、上記有形固定資産及び無形固定資産以外の資産を計上する。
（２）繰延資産	繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用で、すでに代価の支払いが完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。地方債発行費、開発費等の費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するために、経過的に繰延資産として計上することができる。	-	-
4.4.3 負債の部	負債は、負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。 また、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧に計上する負債の金額の測定については、それぞれ負債の性質に応じた評価基準及び評価方法を用いる。 負債は、「流動負債」及び「非流動負	3 負債の部 （１）総則	負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。 ただし、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表では、一般廃棄物の処理に関する事業に係る負債の状況を明らかにするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」を計上することし、「流動負債」「固定負債」の区分を行

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	債」に分類して表示する。		わない。
4.4.3.1 流動負債	地方債（短期）は、市町村が発行した地方債のうち、1年以内に返済予定のものをいう。 短期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、1年以内に返済予定のものをいう。	（2）地方債	地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に係るものを計上する。
4.4.3.2 非流動負債	地方債（長期）は、市町村が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいう。	-	-
	長期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、返済予定が1年超のものをいう。	-	-
-	-	（3）長期未払金	長期未払金は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務をいう。
-	-	（4）退職手当引当金	退職手当引当金は、地方公共団体の退職手当引当金のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に従事する職員に係る金額を計上する。 退職手当引当金は、原則として期末自己都合要支給額により算定する。 ただし、上記の算定が困難な場合は、現在就業している退職手当給付の対象となる職員に対して支払われる一人当たりの平均退職手当支給額に、退職手当支給の対象となる職員数を乗じた金額を計上するなど、簡易的な方法によることも妨げない。
-	-	（5）その他	その他は、上記以外の負債を計上する。
-	-		一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書
1.5.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書	市町村が行う一般廃棄物処理（原価計算書の対象）を含む、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。	1 総則	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、地方公共団体が直営又は委託により行う一般廃棄物の処理（収集運搬、中間処理、最終処分）に関する事業について、対象期間に要した費用及び収益を部門別に明らかにするもので、一般廃棄物の処理に関する事業全体の効率性を把握・分析するための情報として役立てることができる。
3.1	一般廃棄物の処理に関する事業に係る	-	-

項目	現行会計基準	項目	改訂案
一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の意義	行政コスト計算書とは、「一般廃棄物会計の対象期間における市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う費用と当該事業から得られた収益の取引高」を表示したものを指す。		
3.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の作成目的	一般廃棄物の処理に関する事業の効率性や経済性を検証できるとともに、その効果（アウトカム）を評価する上で有用な情報を得ることができる。	-	-
-	-		一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、様式第2号のとおりとする。
3.4.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「特別損失」及び「経常収益」に区分して表示する。		一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「経常収益」「経常外費用」及び「経常外収益」に区分して表示する。
-	-		費用及び収益は、総額によって表示することを原則とする。
1.11.1.1 部門の設定	<p>一般廃棄物の担当部門を、作業部門(収集運搬・中間処理・最終処分・資源化)と管理部門に区分する。</p> <p>各部門の定義は以下のとおりである。</p> <p>【作業部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬部門...収集運搬業務を担う部門。収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬を含む。 ・中間処理部門...中間処理とは、焼却(溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。)ごみ固形燃料化、資源化を目的としない埋立処分のための破碎、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。 ・最終処分部門...最終処分業務を担う部門。最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残渣、処理残渣の埋立処分を指す。 ・資源化部門...資源化とは、廃棄物を再 		<p>一般廃棄物の担当部門を、作業部門(収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門)、管理部門に区分する。</p> <p>各部門の定義は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬部門...収集運搬業務を担う部門。収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬を含む。 ・中間処理部門...中間処理とは、焼却(溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。)ごみ固形燃料化、資源化、埋立処分のための破碎、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残さのスラグ化等再生利用や、廃棄物発電は資源化部門ではなく中間処理部門とする。資源化業務に加え、資源化後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び資源化後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を資源化部門という。</p> <p>【管理部門】 作業部門の管理を行う部門。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分部門...最終処分業務を担う部門。最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を指す。 ・管理部門...作業部門の管理、啓発等の管理業務を行う部門。
-	-		<p>各部門に計上する金額は、原則としてその内容に応じて各部門に計上する。生活系・事業系の区分については、各部門の計上金額が直接把握できる場合は、その金額を計上する。ただし、直接把握することが困難な場合には、各部門別のごみの収集量、搬入量など合理的な基準により按分して計上する。管理部門の啓発については、広報・普及啓発に係る費用を計上する。管理部門のその他については、以下の費用等を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用 ・一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用 ・一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用 ・不法投棄防止対策に係る費用 ・指定袋やシール等の販売に係る費用
3.4.2 経常費用	<p>経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。</p> <p>経常費用は、「経常業務費用」及び「経常移転支出」に分類して表示する。</p>	2 経常費用 (1) 総則	<p>経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎事業年度経常的に発生するものをいう。</p> <p>経常費用は、「人件費」「物件費等」「移転費用」「その他業務費用」に分類して表示する。</p>
3.4.2.1 経常業務費用	<p>経常業務費用には、原価計算書で対象とした費用に加え、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」を管理部門の経常業務費用として計上する。</p> <p>以下の項目は、「一般廃棄物の処理を</p>	-	-

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>円滑に実施するための各種施策に係る費用」に含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用 - 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用 - 一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用 - 広報・普及啓発に係る費用 - リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用 - 不法投棄防止対策に係る費用 - 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用 - 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用 <p>「原価計算書で対象とした費用」、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」以外の費用については、「その他費用」として記載する。</p>		
2.4.3.1 人件費	人件費は、「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」及び「その他の人件費」をいう。	(2) 人件費	人件費は、「職員給与費(技能職)」、「職員給与費(一般職)」、「退職手当引当金繰入額」、「その他」に分類して表示する。
	<p>人件費の対象となる人員については、正職員、臨時職員、嘱託等の区別は問わない。</p> <p>職員給料は、人件費の対象となる人員に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいう。</p>		<p>人件費の対象となる職員については、正職員、会計年度任用職員等の区別は問わない。</p> <p>職員給与費には、給与費、手当、賃金、福利費、報酬、研究費、報償費等を含めるが、退職手当の支給額は含まない。</p>
-	-	各人件費の定義	<p>各人件費の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>【技能職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬...収集運搬車運転手、整備士、修理士、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士、作業員をいう。 ・中間処理...クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員をいう。 ・最終処分...埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員をいう。 ・その他...洗濯作業員、監視員、雑役等をいう。

項目	現行会計基準	項目	改訂案
			<p>【一般職】</p> <p>事務系と技術系に区分される。事務系は一般事務員、指導員、集金員等をいう。技術系は土木、衛星、建築、機械、電気、化学等の技術系職員をいう。</p>
-	-	職員給与費（技能職）	<p>職員給与費（技能職）は、技能職に係る職員給与費を計上する。</p> <p>【職員給与費(技能職)- 収集運搬部門】 収集運搬部門の技能職に係る職員給与費を計上する。</p> <p>【職員給与費(技能職)- 中間処理部門】 中間処理部門の技能職に係る職員給与費を計上する。</p> <p>【職員給与費(技能職)- 最終処分部門】 最終処分部門の技能職に係る職員給与費を計上する。</p>
-	-	職員給与費（一般職）	<p>職員給与費（一般職）は、一般職に係る職員給与費を計上する。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>職員給与費（一般職）は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。</p>
	退職給付引当金繰入額相当額は、退職金給付の対象となる人員に対する将来の退職金給付に備えるため、基準日時点において就業している各人員の将来負担額の見積り額のうち対象期間中発生額の合計金額を計上する。ただし、上記の算定が困難な場合は、簡易的な方法として、現在就業している退職金給付の対象となる人員に対して支払われる一人当たりの想定退職金支給額を、現在就業している退職金給付の対象となる人員の想定勤続年数で除した金額を計上する。	退職手当引当金繰入額	<p>退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該年度発生額を計上する。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>退職手当引当金繰入額は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。</p>
	その他の人件費は、上記職員給料、退職給付引当金繰入額相当額以外の人件費（共済費等）をいう。	その他	<p>その他は、上記職員給与費（技能職・一般職）及び退職手当引当金繰入額以外の人件費（賞与等引当金繰入額など）を計上する。</p> <p>【各部門に計上する金額】</p> <p>その他は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。</p>
2.4.3.2	物件費は、「物品購入費」、「維持補	(3) 物件費	物件費等は、「処理費」「委託費」「調査研

項目	現行会計基準	項目	改訂案
物件費	修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」及び「その他の物件費」をいう。	等	究費」、「減価償却費」、「その他」に分類して表示する。
	物品購入費は、消耗品や事務用品の購入費用や資産計上されない備品購入費等をいう。 維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいう。定期点検費を含む。ただし、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は、支出時に費用として処理せず、固定資産の取得原価に加算して減価償却を行う。	処理費	処理費は、以下の項目を計上する。 【処理費 - 収集運搬部門】 収集運搬費...収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費をいい、粗大ごみ、大掃除、年末年始対策費も含む。 【処理費 - 中間処理部門】 中間処理費...処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等の中間処理に係る人件費以外の経費をいう。 【処理費 - 最終処分部門】 最終処分費...埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をいう。
	委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分、資源化の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。なお、装置の運転業務、エレベータの管理業務、施設の清掃業務、分析業務等を委託している場合の費用は、委託料ではなく、その他の物件費に該当する。	委託費	委託費は、中間処理、最終処分、資源化の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。 【委託費 - 収集運搬部門】 収集運搬に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。 【委託費 - 中間処理部門】 中間処理（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。 【委託費 - 最終処分部門】 最終処分（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。 【委託費 - 管理部門】 収集運搬、中間処理及び最終処分に属さない廃棄物処理に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
	減価償却費は、事業用資産について、	減価償却	減価償却費は、一定の耐用年数に基づき

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>以下に示す方法で算出された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいう。</p> <p>減価償却の対象となるのは、対象期間中に稼働している一般廃棄物の処理を行う事業に係る施設、装置、重機、車両等資産のうち、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が50万円以上のものである。追加投資についても同様の扱いとする。また、施設整備のための用地造成費用、施設建設工事に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息は当該施設の取得価額に含め、減価償却の対象とする。ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用（過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用の累計）を減価償却の対象とする。</p> <p>最終処分場以外の事業用資産の減価償却費は、定額法で計算し、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。最終処分場の減価償却費は、定額法または生産高比例法で計算し、定額法で計算する場合はよう壁、えん堤に係る資産の耐用年数は最終処分場の使用予定年数として、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。生産高比例法で計算する場合は、当該年度の減価償却費は次式により算定する。</p> <p>生産高比例法による最終処分場の減価償却費</p> $= \text{最終処分場の取得価額} \times \left(\frac{\text{当該年度の埋立量}}{\text{全体計画埋立量}} \right)$ <p>ここで、埋立量の単位は、容積または重量とする。</p> <p>定額法により減価償却費を計算する場合の資産の耐用年数については、想定耐用年数（計画における使用可能年数）とする。ただし、想定耐用年数が不明な場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省</p>	費	<p>計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少額をいう。</p> <p>減価償却の対象となる資産は、有形固定資産（土地、建設仮勘定を除く）と無形固定資産（ソフトウェア等）となる。</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	令第15号)」に定める耐用年数を参考に にする。		
	資産が滅失した場合は、除却を行う。 事故等ではなく政策的判断で除却を行 った場合、当該資産の帳簿価額をその 他の物件費に計上する。なお、事故が 原因で資産の除却を行った場合は、当 該資産の帳簿価額を一般廃棄物の処理 に関する事業に係る行政コスト計算書 の特別損失として計上する。また、対 象期間に稼働している施設を将来解体 した場合に係る費用及び対象期間に稼 働している最終処分場を将来閉鎖した 後の維持管理に係る費用については、 その総額を引当金として一般廃棄物の 処理に関する事業に係る資産・負債一 覧の注記に記載し、当該年度の負担に 属する金額を引当金繰入額として一般 廃棄物の処理に関する事業に係る行政 コスト計算書の注記に記載する。 その他の物件費は、物品購入費、維持 補修費、減価償却費、委託料もしくは 組合負担金以外の物件費をいう。例え ば、旅費、需用費（印刷製本費、光熱 水費等）、役務費（通信運搬費、火災 保険料、自動車損害保険料等）、使用 料及び賃借料等が挙げられる。	その他	その他は、上記処理費、委託費、減価償 却費以外の物件費等を計上する。 【各部門に計上する金額】 その他は、内容に応じて、各部門に計 上する。
3.4.3.2 経常移転支出	経常移転支出は、毎会計年度、経常的 に発生する非交換性（非対価性）支出 をいう。 経常移転支出は、「扶助費等支出」、 「補助金等支出」及び「その他の経常 移転支出」をいう。 扶助費等支出は、社会保障給付として の扶助費等の支出をいう。 補助金等支出は、政策目的による補助 金等の支出をいう。例えば、資源物の 集団回収や生ごみ処理機等に対する助 成金が該当する。 その他の経常移転支出は、上記扶助費 等支出及び補助金等支出以外の経常移 転支出をいう。	（４）移転費 用	移転費用は、毎会計年度、経常的に発 生する非交換性（非対価性）の支出を いう。 移転費用は、「組合分担金等（処理・維持 管理）」、「その他」に分類して表示する。
-	組合負担金は、一部事務組合に対する	組合分担	組合分担金等（処理・維持管理）は、一

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	分担金をいう。	金等（処理・維持管理）	般廃棄物の処理に関する事業に係る「組合分担金」のうち、処理・維持管理に係るものを計上する。
-	-	その他	その他は、上記組合分担金等（処理・維持管理）以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用（経常費用）を計上する。
2.4.3.3 経費	経費は、「公債費（元本を除く）」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」及び「その他の経費」をいう。	（５）その他業務費用	その他業務費用は、上記人件費、物件費等、移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係るその他の業務費用を計上する。 その他の業務費用は、「支払利息」「その他」に分類して表示する。
	公債費（元本を除く）は、市町村が発行している地方債に係る利息負担金額、地方債発行償却をいう。地方債発行償却は、繰延資産である地方債発行費を償却したものをいう。 借入金支払利息は、他の団体・金融機関等からの借入金の利息負担額をいう。 貸倒引当金繰入は、貸付金等の債券につき、債務者から返済のないことが確定した借入金支払利息は、他の団体・金融機関等からの借入金に係る利息負担金額をいう。 貸倒引当金繰入は、貸付金等の債券につき、債務者から返済のないことが確定した金額及び返済の可能性が低いものとして合理的に見積もった金額を計上する。 その他の経費は、上記公債費（元本を除く）、借入金支払利息及び貸倒引当金繰入以外の経費をいう。	支払利息	支払利息は、利息負担金額のうち、地方公共団体が発行している一般廃棄物の処理に関する事業に係る地方債等に係るもの及び、他の団体・金融機関からの借入金に係る利息負担金額を計上する。 【各部門に計上する金額】 支払利息は、管理部門に計上する。
-	-	その他	その他は、上記支払利息以外のその他業務費用を計上する。
3.4.4 経常収益	経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎会計年度、経常的に発生するものをいう。 経常収益は、「経常業務収益」及び「経常移転収入」に分類して表示する。	3 経常収益 （１）総則	経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に発生するものをいう。 経常収益は、「使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」に分類して表示する。
3.4.4.1 経常業務収益	経常業務収益は、「業務収益」及び「業務外収益」に分類して表示する。	-	-

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>(1) 業務収益</p> <p>業務収益は、原価計算書で対象とする収益と同様とし、「自己収入」及び「その他の業務収益」に分類して表示する。</p> <p>自己収入は、市町村がその活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料等の形態で徴収する金銭をいう。</p> <p>自己収入には、「指定袋やシール等の販売収入」、「家庭系直接搬入ごみの手数料収入」、「事業系直接搬入ごみの手数料収入」、「近隣市町村からの作業委託収入」が含まれる。</p> <p>その他の業務収益は、自己収入以外の業務収益をいう。</p> <p>その他の業務収益には、資源売却収入及び売電収入が含まれる。</p>	<p>(2) 使用料及び手数料</p>	<p>使用料及び手数料は、地方公共団体が、その活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として、使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいい、一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料・手数料を計上する。</p> <p>使用料及び手数料は、「指定袋・シール等販売収入」「直接搬入ごみ手数料」「その他」に分類して表示する。</p>
-	-	指定袋・シール等販売収入	指定袋・シール等販売収入は、一般廃棄物の処理に係る指定袋・シール等の販売収入を計上する。
-	-	直接搬入ごみ手数料	直接搬入ごみ手数料収入は、生活系直接搬入ごみの手数料収入、事業系直接搬入ごみ手数料収入、近隣市町村からの作業委託収入を計上する。
-	-	その他	その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料及び手数料を計上する。
	<p>(2) 業務外収益</p> <p>業務外収益は、「受取利息等」及び「その他の業務外収益」に分類して表示する。</p> <p>受取利息等は、一部事務組合が保有する有価証券や貸付金から発生する受取配当金や受取利息等をいう。</p> <p>その他の業務外収益は、上記受取利息等以外の業務外収益をいう。例えば、資産等の売却収入等が挙げられる。</p>		-
3.4.4.2 経常移転収入	<p>経常移転収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをさし、「国庫</p>	(3) 補助金等収入	<p>補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをいう。</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>支出金」(補助金、交付金)及び「都道府県支出金」(補助金等)が該当する。</p> <p>経常移転収入は、「資産形成に資する支出金」、「その他の支出金」に区分する。資産形成に資する支出金については、資産の取得にあたり利用した支出金のうち、当該資産の減価償却相当部分を計上する。</p> <p>その他の支出金については、支出金全額を計上する。</p>		<p>補助金等収入は、「国県等支出金(運営費補助金等)」「[一部事務組合等]市町村分担金(処理・維持管理)」「その他」に分類して表示する。</p>
-	-	国県等支出金(運営費補助金等)	<p>国県等支出金(運営費補助金等)は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から経常的に支払われるものをいう。国庫支出金(補助金、交付金)及び都道府県支出金(補助金等)を計上する。</p>
-	-	[一部事務組合等]市区町村分担金(処理・維持管理)	<p>一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から経常的に支払われる分担金を計上する。</p>
-	-	その他	<p>その他は、上記運営費補助金等収入、[一部事務組合等]市区町村分担金(処理・維持管理)以外の補助金等収入を計上する。</p>
-	-	(4)その他	<p>その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常収入を計上する。</p> <p>その他は、「資源物等売却収入」「売電等収入」「その他」に分類して表示する。</p>
-	-	資源物等売却収入	<p>資源物等売却収入は、資源物等の売却収入を計上する。</p>
-	-	売電等収入	<p>売電等収入は、発電設備を有している場合の電力会社等への余剰電力の売却収入を計上する。</p>
-	-	その他	<p>その他は、上記資源物等売却収入、売電等収入以外のその他の経常収入を計上する。</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
3.4.3 特別損失	<p>一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故であって、一般廃棄物処理システムが1日以上に渡って停止するような事故に係る「原状回復に要した費用」94及び「補償・賠償金」は、特別損失として別途計上する。</p> <p>不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失は、特別損失として別途計上する。</p> <p>事故が原因で資産の除却を行った場合の当該施設の帳簿価額は、特別損失として別途計上する。</p> <p>施設の解体を行った場合、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。</p>	4 経常外費用 (1) 総則	<p>経常外費用は、費用の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。</p> <p>経常外費用は、「移転費用」「その他」に分類して表示する。</p>
-	-	(2) 移転費用	<p>移転費用は、非経常的に発生する非交換性（非対価性）の支出をいう。</p> <p>移転費用は、「組合分担金等（建設・改良）」「その他」に分類して計上する。</p>
-	-	組合分担金等（建設・改良）	<p>組合分担金等（建設・改良）は、一般廃棄物処理施設の整備に係る経費のうち、一般廃棄物の処理に関する一部事務組合等への負担金を計上する。</p>
-	-	その他	<p>その他は、上記組合分担金等以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用（経常外費用）を計上する。</p>
-	-	(3) その他	<p>その他は、上記移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係るその他の経常外費用を計上する。</p> <p>その他は「災害廃棄物処理事業経費」「資産除売却損」「その他」に分類して表示する。</p>
-	-	災害廃棄物処理事業経費	<p>災害廃棄物処理事業経費は、災害廃棄物処理事業に係る経費を計上する。</p>
-	-	資産除売却損	<p>資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額を計上する。</p>
-	-	その他	<p>その他は、上記以外の経常外費用を計上する。</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
-	-	5 経常外収益 (1) 総則	経常外収益は、収益の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。 経常外収益は、「施設整備補助金等収入」「その他」に分類して表示する。
-	-	(2) 施設整備補助金等収入	施設整備補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から非経常的に支払われるものをいう。 施設整備補助金等収入は、「国県等支出金(施設整備補助金)」「[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良)」「その他」に分類して表示する。
-	-	国県等支出金(施設整備補助金)	国県等支出金(施設整備補助金)は、一般廃棄物の処理に関する施設整備に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から非経常的に支払われるものをいう。国庫支出金(補助金、交付金)及び都道府県支出金(補助金等)を計上する。
-	-	[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良)	一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い施設整備費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から非経常的に支払われる分担金を計上する。
-	-	その他	その他は、上記以外の施設整備に係る補助金を計上する。
-	-	(3) その他	その他は、上記以外の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う経常外収益を計上する。 その他は、「災害廃棄物処理事業収益」「資産売却益」「その他」に分類して計上する。
-	-	災害廃棄物処理事業収益	災害廃棄物処理事業収益は、災害廃棄物処理事業に係る収益を計上する。
-	-	資産売却益	資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。

項目	現行会計基準	項目	改訂案
-	-	その他	その他は、上記災害廃棄物処理事業収益、資産売却益以外の経常外収益を計上する。
			一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書
1.5.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書	市町村が行う直営又は委託により行う一般廃棄物処理（収集運搬、中間処理、資源化、最終処分）について、一般廃棄物種毎に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物処理の効率性を検証するための情報として役立てることができる。	1 総則	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、地方公共団体が行う直営又は委託により行う一般廃棄物の処理（収集運搬、中間処理（焼却・資源化）、最終処分（埋め立て））について、生活系ごみ、事業系ごみの別に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する経常的な事業の状況を把握・分析するための情報として役立てることができる。
2.1 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の意義	「原価計算」とは、市町村における一般廃棄物の処理に関する事業のうち主として一般廃棄物の処理を行う事業に係る費用を部門毎に把握し、その金額を一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の重量単価を算出することを指す。原価計算の結果等をとりまとめた書類を「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」という。	-	-
2.2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成目的	市町村が、納税者に対して一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を開示するために、作成する。 市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業及びその運営のあり方を検討するための基礎情報とするために、作成する。 市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業を、能率的に運営し、社会的に効率的な事業となるようにする見地から、そのアウトカムと投入コストを比較衡量し、事業の費用対効果を検証するための基礎情報とするために、作成する。 すなわち、一般廃棄物の処理に関する事業（一般廃棄物の収集運搬体制の変更や有料化施策の導入等）を検討する際の判断材料、及び変更・導入する際の議会や住民への説明材料の一つとして活用することができる。	-	-

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>また、人口規模や産業構造が類似している市町村や一般廃棄物処理体制が類似している市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書を比較することにより、コスト面で優れた市町村の状況をベンチマークとして自らの一般廃棄物の処理に関する事業の改善を図ることができる。</p>		
<p>2.3 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の様式</p>	<p>*省略</p>		<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、様式第3号のとおりとする。</p>
<p>2.4 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書の作成方法</p>	<p>2.4.1 一般廃棄物の分類 一般廃棄物を以下の20種類に分類して、一般廃棄物種類毎の原価を算出する。 なお、以下の一般廃棄物種類のうち、作成主体が収集運搬、中間処理、資源化あるいは最終処分のいずれも行っていない区分については、原価算出の対象としない。 以下の一般廃棄物種類のうち、複数の分類を同時に収集運搬、中間処理、資源化あるいは最終処分を行っている場合には、2.4.2以下に示す方法により、各一般廃棄物種類別に原価を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ アルミ缶 スチール缶 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器 リターナブルびん ペットボトル 白色トレイ プラスチック製容器包装 紙製容器包装 紙パック 		<p>原価計算書においては、行政コスト計算書において算定された各部門別、生活系ごみ・事業系ごみの別に得られた費用及び収益情報をもとに原価等を算定する。 原価計算書の対象とする費用は、行政コスト計算書における「経常費用」。 収益は「経常収益」とする。</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>段ボール 古紙 古布 生ごみ その他の資源ごみ その他のごみ</p> <p>2.4.2 原価計算の流れ</p> <p>各部門の費用を一般廃棄物種類別に配賦した後、それらの費用を一般廃棄物種類別に合算した金額が、一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理費用の合計金額（円/年）となる。</p> <p>複数の部門に跨る費用について部門別の費用を把握できない場合は、適切な配賦基準で部門別に配賦する。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用と、その他の事業に係る費用と区別して把握していない場合は、適切な基準で一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用を把握する。</p> <p>可能な限り、一般廃棄物種類別に費用を把握するが、一般廃棄物種類別に把握できない費用については、適切な配賦基準で一般廃棄物種類別に配賦する。</p> <p>部門別の一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理単価（＝原価）（円/kg）は、各部門別の一般廃棄物種類別の一般廃棄物処理費用の合計金額を各部門への投入量で除すことによって算出する。例えば、燃やすごみの収集運搬部門原価は、燃やすごみ収集運搬量で除し、単位は（円/kg-燃やすごみ収集運搬量）、燃やすごみの中間処理部門原価は、燃やすごみ中間処理投入量で除し、単位は（円/kg-燃やすごみ中間処理投入量）となる。</p> <p>資源物の売却やごみ発電の売電等に伴う収益については、費用とは別途計上し、原価の算出には加えない。</p> <p>* 図2-1省略</p> <p>2.4.3 原価計算書の対象とする費用</p> <p>一般廃棄物会計の対象期間に市町村の域内で発生し、市町村が収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物</p>		

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物の収集運搬、中間処理、資源化、最終処分及びその管理に係る費用を原価計算書の対象とする。</p> <p>毎年4月1日から翌年の3月31日までの一か年に、市町村が収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分施設等に直接搬入された一般廃棄物で、中間処理、資源化、最終処分されるまでに至っていないものについては、棚卸計上せず、当年度の費用として処理する。</p> <p>対象とする費用は、各作業部門・管理部門における経常業務費用とする。経常業務費用を、「人件費」、「物件費」及び「経費」に分類する（表2-1参照）。</p> <p>国庫支出金や都道府県支出金等支出金を利用した場合でも、支出金分を費用から控除しない。財産処分に係る返還金については、原価計算書の対象とはしない。</p> <p>以下の項目は、原価計算書の対象とはしない非原価項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用 - 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用 - 一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用 - 広報・普及啓発に係る費用 - リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用 - 不法投棄防止対策に係る費用 - 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用 - 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用 - 資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金 - 一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故であって、一般廃棄物処理システムが1日以上に渡って停止するような事故に係る「原状回復に要した費用」及び「補償・賠償 		

項目	現行会計基準	項目	改訂案						
	<p>金」</p> <ul style="list-style-type: none"> - 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失 - 事故が原因で資産除却を行った場合の当該資産の帳簿価額から処分可能価額を控除した金額 <p>表 2-1 原価計算書の対象とする費用</p> <p>表 2-1 原価計算書の対象とする費用</p> <table border="1"> <tr> <td>人件費</td> <td>「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」</td> </tr> <tr> <td>物件費</td> <td>「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合費預金」、「その他の物件費」</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>「公債費（元本を除く）」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」</td> </tr> </table>	人件費	「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」	物件費	「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合費預金」、「その他の物件費」	経費	「公債費（元本を除く）」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」		
人件費	「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」、「その他の人件費」								
物件費	「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合費預金」、「その他の物件費」								
経費	「公債費（元本を除く）」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」、「その他の経費」								
	<p>2.4.4 各部門における一般廃棄物種類の費用の計算方法</p> <p>*省略</p>	-	-						
<p>3.4.5 注記に記載する事項</p>	<p>3.4.5.1 施設解体引当金繰入額</p> <p>対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用の総額を合理的に見積もることができる場合には、当該施設を将来解体した場合に係る費用の総額を当該施設の想定耐用年数で除した金額を、施設解体引当金繰入額として注記に記載する。</p> <p>なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に費用に係る旨を注記に記載する。</p> <p>施設の解体費が対象期間に発生した場合は、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。</p> <p>3.4.5.2 最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額</p> <p>対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後（埋立が終了した後）の廃止までの維持管理に係る費用の総額を合理的に見積もることができる場合には、当該最終処分場を将来閉鎖した後の廃止までの維持管理に係る費用の総額を当該最終処分場の想定耐用年数で除した金額を、最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額として注記に記載する。</p> <p>なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対</p>	-	-						

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に費用が係る旨を注記に記載する。</p> <p>最終処分場の閉鎖後維持管理費が対象期間に発生した場合は、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。</p> <p>3.4.5.3 地元還元施設に係る費用 温水プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に係る費用を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。</p> <p>3.4.5.4 地元還元施設に係る収益 温水プール・体育施設などの地元還元施設に係る収益を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。</p> <p>3.4.5.5 取付道路に係る費用 一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路の建設・維持管理に係る費用を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。</p> <p>3.4.5.6 取付道路に係る収益 一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路に係る収益を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。</p>		
<p>4.4.4 注記に関する 事項</p>	<p>4.4.4.1 施設解体引当金 対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用の総額については、その金額を合理的に見積もることができる場合には、施設解体引当金として注記に記載する。</p> <p>なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している施設を将来解</p>	-	-

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	<p>体した場合に費用に係る旨を注記に記載する。</p> <p>4.4.4.2 最終処分場閉鎖後維持管理引当金 対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後（埋立が終了した後）の廃止までの維持管理に係る費用の総額については、その金額を合理的に見積もることができる場合には、最終処分場閉鎖後維持管理引当金として注記に記載する。</p> <p>なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に費用に係る旨を注記に記載する。</p> <p>4.4.4.3 地元還元施設に係る資産 温水プール・体育施設などの地元還元施設に係る資産を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。</p> <p>4.4.4.4 地元還元施設に係る負債 温水プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に係る負債を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。</p> <p>4.4.4.5 取付道路に係る資産 一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路に係る資産を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能な範囲で記載する。</p> <p>4.4.4.6 取付道路に係る負債 一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路の建設・維持管理に係る負債を注記に記載する。</p> <p>新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可能</p>		

項目	現行会計基準	項目	改訂案
	な範囲で記載する。		
			注記
-	-	1 重要な会計方針	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成するにあたり、財務書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務書類作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。</p> <p>有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準及び算定方法</p> <p>リース取引の処理方法</p> <p>その他財務書類作成のための基本となる重要な事項</p>
-	-	2 重要な会計方針の変更	<p>重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければならない。</p> <p>会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容</p> <p>表示方法を変更した場合には、その旨</p>
-	-	3 重要な後発事象	<p>会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で翌年度以降の一般廃棄物の処理に関する事業の財務状況等に影響を及ぼす後発事象の内、次に掲げるものを記載する。</p> <p>重大な災害等の発生</p> <p>その他重要な後発事象</p>
-	-	4 追加情報	<p>一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価のための内容を理解するために必要と認められる次の事項を記載する。</p> <p>3Rに係る先進的な取組事例</p> <p>循環型社会の形成に資する施設の整備状況</p> <p>場外余熱等利用施設の状況</p> <p>その他の追加情報</p>
-	-	5 その他特記事	<p>その他必要に応じて、循環型社会形成推進に関する財務情報・非財務情報を追加</p>

項目	現行会計基準	項目	改訂案
		項	<p>して記載する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質・処理困難物に係る事故発生時の対応費用(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用) ・不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等 ・リチウムイオン電池の処理等に関する事項

現行会計基準					改訂案				
一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表 (X年3月31日)					一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表 (令和 年3月31日現在)				
(単位:円)					(単位:千円)				
科目					項目				
(資産の部)					[資産の部]				
1 金融資産				XXX	1 有形固定資産				
資金				XXX	(1) 土地			XXX	
金融資産(資金を除く)				XXX	(2) 施設設備				
債権		XXX			取得価額	XXX			
未収金	XXX				減価償却累計額	XXX	XXX		
貸付金	XXX				(3) 車両				
その他の債権	XXX				取得価額	XXX			
有価証券		XXX			減価償却累計額	XXX	XXX		
投資等		XXX			(4) その他				
出資金	XXX				取得価額	XXX			
その他の投資	XXX				減価償却累計額	XXX	XXX		
貸倒引当金		XXX			(5) 建設仮勘定		XXX		
2 非金融資産				XXX	有形固定資産合計			XXX	
事業用資産			XXX		2 無形固定資産				
有形固定資産		XXX			(1) ソフトウェア			XXX	
収集運搬部門	XXX				(2) その他			XXX	
中間処理部門	XXX				無形固定資産合計			XXX	
最終処分部門	XXX				3 その他				XXX
資源化部門	XXX				資産合計 a			XXX	
管理部門	XXX								
減価償却費累計額	XXX				[負債の部]				
建設仮勘定	XXX				1 地方債				XXX
無形固定資産			XXX		2 長期未払金				XXX
ソフトウェア	XXX				3 退職手当引当金				XXX
その他無形固定資産等	XXX				4 その他				XXX
繰延資産				XXX	負債合計 b			XXX	
資産合計				XXX	(差引)資産負債差額			XXX	
					(a - b) = c			XXX	
(負債の部)									
1 流動負債				XXX					
地方債(短期)			XXX						
短期借入金			XXX						
2 非流動負債				XXX					
地方債(長期)			XXX						
長期借入金			XXX						
負債合計				XXX					
注記									
	項目	内容			金額				
	施設解体引当金	○○○			XXX				
	最終処分場閉鎖後維持管理引当金	○○○			XXX				
	地元還元施設に係る資産	○○○			XXX				
	地元還元施設に係る負債	○○○			XXX				
	取付道路に係る資産	○○○			XXX				
	取付道路に係る負債	○○○			XXX				

現行会計基準			改訂案
			様式第4号
項目	内容	金額	
施設解体引当金	〇〇〇	XXX	<p>・重要な会計方針</p> <p>(1)有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2)有形固定資産等の減価償却の方法</p> <p>(3)引当金の計上基準及び算定方法</p> <p>(4)リース取引の処理方法</p> <p>(5)その他財務書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>・重要な会計方針の変更等</p> <p>(1)会計方針の変更</p> <p>(2)表示方法の変更</p> <p>・重要な後発事象</p> <p>(1)主要な業務の改廃</p> <p>(2)組織・機構の大幅な変更</p> <p>(3)重大な災害等の発生</p> <p>・追加情報</p> <p>(1)3Rに係る先進的な取り組み事例</p> <p>(2)循環型社会の形成に資する施設の整備状況</p> <p>(3)場外余熱等利用施設の状態</p> <p>・その他特記事項</p> <p>(1)有害物質・処理困難物に係る事故時の対応費用(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)</p> <p>(2)不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等</p> <p>(3)リチウムイオン電池の処理等に関する事項</p>
最終処分場閉鎖後維持管理引当金	〇〇〇	XXX	
地元還元施設に係る資産	〇〇〇	XXX	
地元還元施設に係る負債	〇〇〇	XXX	
取付道路に係る資産	〇〇〇	XXX	
取付道路に係る負債	〇〇〇	XXX	

4 . 検討委員会における一般廃棄物会計基準改訂に関する検討

現行会計基準の課題等を検討の上、一般廃棄物会計基準の改訂案の検討及びごみ有料化手引きの改訂の方向性の検討を行うにあたり、学識経験者等3名、自治体関係者2名からなる「令和元年度 一般廃棄物会計基準改訂等検討委員会」(以下、「検討委員会」という)を開催した。検討委員会の概要と検討委員会における主な意見等については以下のとおりである。

(1) 検討委員会の構成員

	所属等	氏名
	八王子市資源循環部ごみ減量対策課 主事	石川 大樹
	立教大学 経済学部 大学院経済学研究科 教授	関口 智
	合同会社みらい会計研究所 代表社員 公認会計士	中川 美雪
	小松市 総合政策部 財政課 主幹	道端 克也
	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授	山川 肇

(敬称略 五十音順、 : 座長)

(2) 検討委員会の開催概要

日時：令和2年3月25日(水) 午前10時~正午 場所：有限責任監査法人トーマツ 丸の内二重橋ビルディング 17階 (A01 会議室) WEB 会議 ()
--

() 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り WEB 会議に参加いただく形式とした。

(3) 検討委員会における検討事項

一般廃棄物会計基準の改訂について ごみ有料化手引き改訂の方向性について
--

(4) 検討事項に係る説明等

「循環型社会形成推進交付金に関する制度概要と今後のスケジュール(案)」、「一般廃棄物会計基準改訂等に係る検討課題」及び「ごみ有料化手引き改訂の方向性」について、事務局より次の資料を用いてそれぞれ説明を行った。

【循環型社会形成推進交付金に関する制度概要と今後のスケジュール(案)】

<循環型社会形成推進交付金に関する制度概要>

今後の予算措置・執行の方針について

平成31年度を含む今後の取組について

【交付金要件化について】

- ごみ焼却施設を新設するにあたっては、以下の内容について検討することを要件化する。
 - ① ごみ処理の広域化・施設の集約化 ② PFI等の民間活用
 - ③ 一般廃棄物会計基準の導入 ④ 廃棄物処理の有料化

【交付率1/2要件の見直しについて】

- エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設における交付率1/2要件のエネルギー回収率を見直す(+1.5%)。

【廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業について】

- 二酸化炭素排出量の要件を上方修正した二酸化炭素排出抑制対策事業費の補助金枠を新設する。
- 地域循環共生圏における地域のエネルギーセンターとしての役割を促進するため、ごみ焼却施設で生じた熱や発電した電気を地域で利活用する事業を補助対象に追加。

【災害廃棄物処理計画策定支援事業について】

- 廃棄物処理施設整備交付金のうち災害廃棄物処理計画策定支援事業(について、北海道、沖縄県、離島地域についても交付対象とする(策定した計画に基づいた廃棄物処理施設整備をすることが要件)。

- ◆ 市町村におかれでは、更新需要の増大及び循環交付金を取り巻く厳しい状況を踏まえ、また、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、今後も持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営を推進していくために、4つの要件についての検討をお願いしたい。
- ◆ また、エネルギーを地域で利活用していくための補助事業を拡充することにより、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を推進していく。

1

交付金要件化について

①ごみ処理の広域化・集約化

- ・ ごみ処理の広域化・集約化については、平成9年5月28日付衛環173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知(以下、「平成9年通知」という。))後、各都道府県においては、ごみ処理の広域化計画及びこれに類する計画を策定し、各市区町村でごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化が進められているところであるが、平成31年3月末までに発出する通知に基づき、改めて、各都道府県は計画を策定し、市区町村はごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと。
- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、広域化・集約化(について検討し、結果(について循環型社会形成推進地域計画(以下、「地域計画」という。))に記載し、提出すること、平成9年通知に基づき、整備計画を策定しており、同計画に基づきごみ焼却施設を更新する場合は、この限りではない。

②PFI等の民間活用

- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、事業実施方式として、PPP/PFIの導入の検討を行い、VFMを算定する等、定量的評価及び定性的評価により事業方式を評価し、総合的に最も効率的な方法で施設の整備を行うこと。
- ・ また、PPP/PFIの導入の検討結果について、交付申請書等とともに提出すること。

2

交付金要件化について

①一般廃棄物会計基準の導入

- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、一般廃棄物会計基準の導入を検討すること。
- ・ 検討内容としては、一般廃棄物会計基準に則した原価計算書を作成し、交付申請書とともに提出すること。ただし、施設や車両に関する減価償却費、退職給費引当金繰入額相当額等直ちに把握することが困難な項目については、明記しなくてもよいこととする。この場合、施設や車両に関する減価償却費、退職給費引当金繰入額相当額等について情報収集を行う手法を整理する等、一般廃棄物会計基準の導入に向けた検討状況について、交付申請書に記載し、原価計算書とともに提出すること。
- ・ 2021年度以降については、環境省が改訂を予定している一般廃棄物会計基準に則して、一般廃棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧表を作成し、交付申請書等とともに提出すること。

②廃棄物処理の有料化

- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、ごみの減量化を図る観点から、家庭系一般廃棄物処理の有料化を検討すること。
(相大ごみの処理手数料や家庭系一般廃棄物の直接集入の手数料等についてはこれに含まない。)
- ・ ごみ分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合はこの限りではない。
- ・ また、有料化の検討状況や実施状況、ごみ減量化のための施策の実施状況については、地域計画に記載し、提出すること。

3

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 (うち、廃棄物処理施設で生じた熱や発電を地域で利活用する事業について)

電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備

【対象となる範囲・設備】

- ・ 電気供給設備、電気需要設備(自営線、受変電設備、付属設備)
- ・ 給電・蓄電システム等、EV収集車
- ・ 発電設備を系統と連系するための費用^{※1}(工事費負担金)
- ・ 蓄電池^{※2}(需要施設側)

※1 廃棄物処理施設から特定した需要施設に電力を供給する場合に限る。

※2 廃棄物処理施設から供給された電気を蓄電する場合に限る。

熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備

【対象となる範囲・設備】

- ・ 熱供給設備、熱需要設備(熱交換器、熱導管、ポンプ、温水ボイラ(バックアップ用))

廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査

【対象となる範囲】

- ・ 設備の新設、増設又は改良の計画に対しての調査

4

＜今後のスケジュール(案)＞ 一般廃棄物会計基準及びごみ有料化手引の改訂に向けて		
主な背景	○協議交付金の交付要件化 ※2021年度まで会計基準の導入検討、2021年度以降は導入(予定)	
課題	○導入率は約3% ⇒ ほとんど導入されていない ○支援ツールが複雑・作業量大 ⇒ 自治体負担が大きい	
目的	○全国の自治体が導入 ○簡易な支援ツールの構築 ○導入による「気づき」・マネージメント力の向上	
項目	実施事項	
R1	①ピアリング実施 ○導入状況、導入メリットを聴取 ○都道府県・環境省方式の相違等の公表事例を聴取	○市区町村一括導入率の理由分析、メリットを聴取
	②課題の整理、検討 ○H19からの社会情勢の変化を検討 ○現基準の関係性の整理	○簡易版の活用あり方検討 ○環境省・全都府・独自の基準の検討・関係性の整理
	③簡易版会計基準(案)の作成 ○上記②の整理・検討した内容を反映 ○全国自治体が導入できる簡易性が確保されたもの	○既に導入している自治体への配慮 ○施策に対応することの気づき(リテラム電算等火災による経緯費)
	④スケジュール作成 ○交付金の導入要件に合わせたスケジュールの作成	
R2	⑤簡易版支援ツールの作成 ○上記③をこの支援ツールに反映 ○既存ツールとリンク ○試作ができた時点でシミュレーション	○施策に対応した別表の作成(リテラム電算等火災による経緯費) ○入力作業が大変な項目の見直し ○発行のマニュアル等の改訂、簡易版のマニュアル作成
R2	⑥周知(資料作成・説明会) ○自治体向け説明会に使う資料の作成	○説明会の開催
	⑦ごみ有料化手引の改訂 ○新しい会計基準に応じた改訂、項目の更新 ○社会情勢の変化や廃品処理資源の基本方針を考慮	○フラ軌跡を踏まえ、ハイオプラ等を考慮 ○既に取り組んでいる自治体への配慮
共通	⑧検討委員会の開催 ○委員(学識経験者(3名)・自治体(2名)計5名	OR1:1回、R2:3回程度開催

【一般廃棄物会計基準改訂等に係る検討課題】

番号	項目
1	会計基準全体にかかる事項
2	財務書類の様式等
3	部門設定
4	品目別コスト計算
5	固定資産関連項目① <固定資産の計上と減価償却> 固定資産関連項目② <資産形成に資する補助金(循環型社会形成推進交付金等)>
6	負債関連項目
7	費用関連項目 ①人件費以外 費用関連項目 ②人件費
8	収益関連項目
9	注記関連項目
10	引き続き検討が必要な事項

1. 会計基準全体にかかる事項

【会計基準の目的】

□ 基本的な位置づけ（変更なし）

- 一般廃棄物会計基準は、ごみ処理に係るコスト分析の標準的手法を示すもの。
- 一般廃棄物会計基準を活用することにより一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計について客観的に把握することが可能となることを目指すもの。

□ 循環型社会形成推進交付金の要件化(新たに追加)

- 循環型社会形成推進交付金事業は、市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援するものである。
- 一般廃棄物処理施設は、廃棄物の適正な処理を行うために建設する施設であり、コスト重視偏重により安全性に欠ける施設を建設をするようなことがあってはならない。地域における安全・安心を確保し、地域における自立・分散型エネルギー拠点や災害対応拠点となる施設設備の構築を目指しており、こうした取り組みを推進することを期待するもの。

⇒ 交付金により整備された施設設備の状況、交付金の効果を見える化し、ごみ処理事業にかかる住民への啓発を進めるとともに、ごみ減量化の推進、循環型社会形成の推進に資する情報を提供する。

2

1. 会計基準全体にかかる事項

【課題等】

<財務書類の作成実務に関する点>

- 現行基準への対応入力項目の多さ・煩雑さが実務担当者の負担となっている。
- 「実態調査」との重複感がある。

<財務書類の作成目的に関する点>

- 財務書類作成の目的、活用方法が理解しづらく、作成・活用が進んでいない。

【改訂の方向性】

- 財務書類作成における入力項目の多さ・煩雑さ等を解消し、財務書類の普及率向上を目指す。
- 全国の自治体が統一的に収集し、環境省に報告している「実態調査」における調査項目をもとに金額計上等を行うことで省力化を図ることができるよう見直しを行う。
- 財務書類から、ごみ減量化の推進、循環型社会形成の推進に資する情報の把握を意識した科目設定等を行い、今後の活用につなげる。

3

2. 財務書類の様式等

【改訂の方向性】

- 資産・負債の定義等の基本的な事項や財務書類の様式については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(令和元年8月改訂)を参考に、一般廃棄物処理事業の状況を分かりやすく開示する点を踏まえた様式とする。
- 財務書類は「資産・負債一覧表」「行政コスト計算書」「原価計算書」とする。
- 行政コスト計算書では、部門別にコスト計算を実施する。
(但し、部門の定義は一部見直しを行い「実態調査」との整合性を図る。)
- 原価計算書においては、生活系ごみ、事業系ごみ別の原価を把握する。
- 循環型社会形成を含む社会課題の解決に資する情報提供の一つの手段として、循環型社会形成推進に関連する非財務情報を含めた情報開示を行う。
- ごみ減量化を目指すための、ごみ有料化の検討に際して、市民への理解に資する情報開示を行う。

4

3. 部門設定

【課題等】

- 現行基準の各部門の設定と「実態調査」の部門設定の範囲が異なる。

【改訂の方向性】

- 「実態調査」の部門設定(収集運搬部門、中間処理部門(焼却・資源化)、最終処分部門(埋め立て))を基礎とし、これに管理部門を追加する。
- 収集運搬部門、中間処理部門、最終処分部門の品目別のコスト計算については、4. 品目別設定を参照。
- 管理部門にかかるコストは、「啓発」「その他」に区分することとし、「啓発」区分には、広報・普及啓発に係る経費を計上する。

5

4. 品目別コスト計算

【課題等】

- 現行基準の原価計算書の品目設定が20種類あり、各品目のコストを詳細に把握するのは煩雑である。
- 「実態調査」の品目設定との粒度が異なり、実態調査より詳細な統計データが必要となり、財務書類作成に手間がかかる。
- 改訂基準において、部門別のコスト把握のみでは、コスト情報の分析、ごみ有料化の検討に参考となる情報が限定的となる。

【改訂の方向性】

- パターン1:「実態調査」の大区分(生活系、事業系)とする。
- パターン2:「実態調査」の収集区分(混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他のごみ、粗大ごみ)とする。
- パターン3:「現行会計基準」の原価計算書の区分(20種類)とする。

各パターンの目的、留意事項は次のスライド参照

6

4. 品目別コスト計算(パターン1:実態調査の大区分)

生活系ごみ	事業系ごみ
-------	-------

【目的】

- 大括りでの生活系ごみ、事業系ごみ別の全体コストの把握。
- 単位あたりのコストや、住民一人当たりの生活系ごみ、事業系ごみのコスト等の把握。

【留意事項】

- 生活系・事業系に計上する各コストは、原則としてその内容に応じて区分することとし、直接把握することが困難な場合は実態調査におけるごみの収集量、搬入量など合理的な基準により配賦する。
- 生活系・事業系の区分に留まるため、各団体の状況に応じて、品目別(可燃・不燃・資源・粗大ごみ・その他等)のコスト計算が必要な場合は追加的な対応が必要。

7

4. 品目別コスト計算(パターン2:実態調査の収集区分)

生活系ごみ					事業系ごみ						
混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ

【目的】

- 収集区分ごとの有料化・業務効率化に資するコスト情報の把握。
- 単位あたりのコストや、住民一人当たりの収集区分別ごみのコスト等の把握。

【留意事項】

- 6区分のコストは、原則としてその内容に応じて区分することとし、直接把握することが困難な場合は実態調査におけるごみの収集量、搬入量など合理的な基準により配賦する。
(※実態調査からごみの収集量等を把握可能)
- ごみの有料化をより細かな品目単位で検討する場合は追加的な対応が必要。
- 中間処理や最終処分のコストを6区分する場合の配賦計算等の基準については検討が必要。

8

4. 品目別コスト計算(パターン3:現行会計基準ベース)

<生活系ごみ・事業系ごみ別に20分類>

可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
------	------	------	-----	------

①燃やすごみ	②燃やさないごみ	④アルミ缶	③その他のごみ	⑤粗大ごみ
		⑥スチール缶		
		⑧無色のガラス製の容器		
		⑦茶色のガラス製の容器		
		⑨その他のガラス製の容器		
		⑩リターナブルびん		
		⑫ペットボトル		
		⑪白色トレイ		
		⑬プラスチック製容器包装		
		⑭紙製容器包装		
		⑮紙パック		
		⑯紙ボール		
		⑰古紙		
		⑱古布		
		⑲生ごみ		
		⑳その他の資源ごみ		

【目的】

- 容器包装リサイクル法の対象となる品目のコストの把握。
- より細かな品目での有料化に資するコスト情報の把握。

【留意事項】

- 現行基準の原価計算書の品目設定と同様。
- 各品目のコストを詳細に把握するためには、より詳細な情報が必要となる。
- 自治体ごとに開示したい情報が異なるため、より細かな品目まで開示することに抵抗がある団体もある。

9

5. 固定資産関連項目① <固定資産の計上と減価償却>

【課題等】

- 現行基準もしくは原価計算の手引き等を採用していない団体における固定資産情報の把握方法について整理が必要。

【改訂の方向性】

- ほぼ全ての団体において、総務省が示す統一的な基準に基づく地方公会計による固定資産台帳の整備が行われている状況に鑑み、固定資産台帳をもとに固定資産、減価償却費の計上を行う。

10

5. 固定資産関連項目② <資産形成に資する補助金(循環型社会形成推進交付金等)>

【課題等】

- 現行基準の行政コスト計算書においては、「経常移転収入として、資産の取得に当たり利用した支出金の内、当該資産の減価償却相当部分が計上されるが、原価計算上は考慮されない。」旨の取扱いとなっている。
- 文言の解釈が難しく、会計基準が意図した処理が行われていない状況も見受けられる。

【改訂の方向性】

- 資産形成に資する補助金(循環型社会形成推進交付金等)の処理方法は次の2案。
 - <案1>受入れ時に収益化する方法
 - <案2>固定資産の減価償却にあわせて繰り延べて収益化する方法
- <案2>の方法では、厳密に資産と対応する補助金の収益化額の影響が把握できる一方、資産と対応する補助金の紐付けが必要となり、会計処理が複雑になる。
- <案1>の方法は、会計処理が容易であり、統一的な基準に基づく地方公会計制度の考え方とも同様であることから、公会計制度の活用を進める団体においても理解しやすい。
- <案1>の方法を採用する場合でも、資産形成に資する補助金(循環型社会形成推進交付金等)に関する事項については、別途注記情報として開示することで、交付金の効果・影響等を把握することが可能。
- 以上より、<案1>受入れ時に収益化する方法を採用する。

11

6. 負債関連項目

【課題等】

- 現行基準の原価計算においては、退職給付引当金繰入額相当額が考慮される一方、資産負債一覧表の負債の部には退職給付引当金が明示されていない。

【改訂の方向性】

- 負債は流動・固定に区分せず、主な負債(地方債、長期未払金(PFI事業による未払金を含む)、退職手当引当金、その他)を計上する。

12

7. 費用関連項目 ①人件費以外

【課題等】

- 各費用項目の計上については、会計基準改訂の趣旨等に照らした計上区分、計上項目の見直しが必要。

【改訂の方向性】

- 費用は、「経常費用」「経常外費用」に区分して表示する。
- 「経常費用」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」「その他業務費用」に区分して表示する。
- 「経常外費用」は、「移転費用」「その他」に区分して表示する。
- 物件費等は、「実態調査」における項目を考慮し、「処理費」「委託費」「減価償却費」「その他」に区分して計上する。
- 移転費用のうち、市町村から一部事務組合等への負担金は、「建設・改良費」と「処理及び維持管理費」に区分し、「処理及び維持管理費」に係るものは「経常費用」として、「建設・改良費」に係るものは「経常外費用」に計上する。
(注)実態調査における市町村から一部事務組合等への負担金は、「建設・改良費」と「処理及び維持管理費」に区分して計上されており、「建設・改良費」にかかる組合分担金については、組合等における起債償還額は除かれている。

13

7. 費用関連項目 ②人件費

【課題等】

- 賞与引当金繰入、退職手当引当金繰入の取扱いを明確にすることが必要。

【改訂の方向性】

- 「実態調査」との項目の整合性を考慮し、人件費は、「職員給与費(技能職)」、「職員給与費(一般職)」、「退職手当引当金繰入額」、「その他(賞与引当金繰入額等(計上は任意)を想定)」を計上する。
- 人件費の計上に際しては、平均単価を用いることが可能である点等については、今後整備予定の作成手順の中で織り込みを予定
- 各部門に計上する人件費は、その内容に応じて各部門に計上する。
(注) 技能職の職員給与については、「実態調査」より「収集運動」「中間処理」「最終処分」の部門別金額が把握可能。
- 直接的な金額の把握が困難な場合には、人数、業務割合等合理的な基準により按分して計上する。

14

8. 収益関連項目

【課題等】

- 各収益項目の計上については、会計基準改訂の趣旨等に照らした計上区分、計上項目の見直しが必要。

【改訂の方向性】

- 収益は、「経常収益」「経常外収益」に区分して表示する。
- 「経常収益」は、「使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」に区分して表示する。
- 循環型社会形成推進に向けた3Rの取組を推進するための関連項目については、別に科目を設けて表示する。(別掲する科目: 指定袋・シール等販売収入、資源物等売却収入、売電等収入)
- 一部事務組合・広域連合が市町村から収入する「市区町村分担金」は、処理・維持管理に係るものは、経常収益「[一部事務組合等]市区町村分担金(処理・維持管理)」に、建設・改良に係るものは、経常外収益「[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良)」に計上する。

15

9. 注記関連項目

【課題等】

- 注記等については、循環型社会形成推進等により一層資する観点からの開示内容の検討が必要。

【改訂の方向性】

- 会計処理等に関する基本的な事項を開示する。
- 循環型社会形成推進に関する財務情報・非財務情報を追加して開示する。

・SRに係る先進的な取り組み事例

・循環型社会の形成に資する施設の整備状況

対象施設等	取得年度	取得価額	主な耐用年数	財源とした 交付金の額	年々の効果額 相当額
		A	B	C	C+B

・場外余熱等利用施設の状況

施設名	利用内容	余熱等供給形態
〇〇グリーンセンター	〇〇温浴施設、〇〇温水プール	蒸気、高温水
△△清掃工場	市民センター、△△老人福祉施設	高温水

16

9. 注記等

【改訂の方向性】

- 循環型社会形成推進に関する財務情報・非財務情報を追加して開示する。

・その他特記事項

(例)

- その他有害物質・処理困難物に係る事故時の対応費用
(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)
- 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等
- リチウムイオン電池の処理等に関する事項

17

10. 引き続き検討が必要な事項

【検討事項】

□ 費用の部門別、生活系・事業系の按分基準

会計基準上では「合理的な方法」、「搬入量等の合理的な方法」などの表現にとどめるものの、それによる按分結果が実態と整合しているか、実務上の算定事務が可能かどうか。

□ 循環型社会の形成に資する施設の整備状況に係る情報の公表内容

- ・循環型社会形成交付金の影響額・効果額について
- ・範囲: 過去に受領した交付金についても開示対象について
- ・主な資産と耐用年数の考え方の整理について

18

【ごみ有料化手引き改訂の方向性】

ごみ有料化手引き改訂の方向性について ～有料化の円滑な導入に向けた情報開示の充実～

① 新しい会計基準に応じた改訂・項目の更新等

- 改訂基準に基づくコスト情報の開示
- 受益者負担等の見える化
- 一般廃棄物処理施設整備の状況の開示

＜施設整備の状況等＞

項目	金額	単位
一般廃棄物処理に係る施設整備・資産取得	H	千円
うち、循環型社会形成推進交付金等により行われた金額	I	千円
割合	J = I/H	%
経常的な一般廃棄物処理費用の合計 (受益者負担等を除く)	O	千円
うち、循環型社会形成推進交付金等により行われた金額	L	千円
割合	M = L/O	%

＜コストの状況＞

部門・項目	金額	単位
経常費用		
経常費用		千円
中間処理(焼却・資源化)		千円
最終処分(埋め立て)		千円
管理		千円
合計	A	千円
経常収益		
指定券・シール等販売収入	a	千円
直接購入ごみ手数料	b	千円
資源物等売却収入	c	千円
売買取収入	d	千円
その他	e	千円
合計	B	千円
経常的な一般廃棄物処理費用の合計 (受益者負担等を除く)	O	O=A-B

ごみ処理量	D	Kg
ごみ処理費 (1kg当たりの標準処理費)	E	E=O/D
ごみ袋(標準化)費用(円/袋)	F	円/袋

＜受益者負担等の状況＞

受益者負担等の状況	Q	O=B/A	%
-----------	---	-------	---

② プラスチック資源循環戦略の考慮

- バイオマスプラスチック使用ごみ袋への切り替え促進など、バイオマスプラスチック普及に資する記載の検討
- ごみ有料化の料金水準の設定例の改訂にあたり、客観的なトータルコストの把握のほか、バイオマスプラスチックごみ袋の使用によるコストを明示

③ 社会情勢の変化や食品循環資源の基本方針を考慮

詳細については 令和2年度に検討を実施

(5) 検討委員会における主な意見

「一般廃棄物会計基準改訂等に係る検討課題」及び「ごみ有料化手引き改訂の方向性」に関する主な意見は次のとおりである。

会計基準全体にかかる事項

- 他の自治体からの要望にもある通り、入力項目の多さ、煩雑さを解消しようという方向性は良いと考える。
- 実態調査との整合性を取る方向性の改訂は、現場で実務を対応する観点からは分かりやすいので良いと考える。
- 公会計との整合性を取るという方向性は分かりやすい。地方自治体の財務諸表と括りや項目の整合性を図ることで、市の一般廃棄物を扱う部署の財務諸表を活用できると考える。公会計情報をもとに一般廃棄物処理事業の財務書類を作成する場合には、市の公会計をベースとした事業別の決算額資料と整合性が取れるため、説明しやすいと考える。
- 部門の定義を明確にしたうえで、区分が必要なものは区分し、分けることが難しい場合は、各自治体で業務量やごみ重量等を用いて按分することを判断できるような処理が望ましいのではないかと考える。
- 部門の定義を明確にしたうえで、区分が必要なものは区分するし、各自治体でごみ収集量等を用いて按分することを判断できるような処理が望ましいのではないかと考える。ごみ処理の過程によっては、実態調査から実態に沿った不燃ごみや資源ごみ等の量は直接把握できるものではないため、どのような基準が合理的であるかについては、実態を踏まえた上での検討が必要ではないかと考える。
- 一般廃棄物を扱う部署の財務書類の対象について、たとえばPCはIT部門で管理している。「一般廃棄物を扱う部署の会計」の範囲が対象となるものと理解しているが、念のためその扱いについてマニュアル等で説明があると良いと考える。
- 実態調査で既に各種経費等の調査を行っている。実態調査との統合をしないと自治体の理解は得られないと考える。どうしても回答項目に重複感が残るため、統合できないのか。

財務書類の様式等

- 部門別での行政コストについて、経常外収益、経常外費用まですべて開示する必要があるか検討が必要と考えられる。
- 行政コスト計算書に部門別の原価計算の役割も持たせた様式とする場合に、部門ごとに損益が開示されると、セグメント別計算のように、部門ごとに損益が生じているかの如くとらえられるなど、ミスリードする可能性があるため、どのような情報をどこまで示すのか検討が必要ではないかと考える。

品目別コスト計算

- 現行会計基準を設定した背景と課題を踏まえた上で、財務書類の作成目的を明確にして、新会計基準に落とし込むことが必要ではないか。
- 実態調査より細かい区分の、パターン1（生活系、事業系の区分）でさえ、分ける必要があるのかと考える自治体はある。【改訂の方向性】で提示されているパターンで比較すると、パターン1（生活系、事業系の区分）はパターン2（実態調査における収集区分）、パターン3（現行会計基準ベース）に比べれば回答可能な範囲であると思われる。それ以上に詳細な区分を行う場合（パターン2、パターン3）であると、実態調査から直接把握できない、可燃工場で処理される「元々不燃ごみだったもの」や不燃センターで処理される「元々資源ごみだったもの」等の実態に沿ったごみ量を、例えば細事業ごと、場合によっては仕分けレベルにさかのぼって必要とするため、ハードルが上がり、入力項目の多さ、煩雑さの解消につながらないのではないかと危惧している。なお、現状、実態調査は細々節ごとに各科目に割り振っている。
- 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等の収集方法の違いがあること、ごみ種別により有料化するものは違うため、有料化を検討する観点からはパターン2（実態調査における収集区分）程度の細かさが必要とは考えられるが、通常はパターン1でよいのではないか。
- パターン3（現行会計基準ベース）までの細かさは必要ないのではないか。
- 有料化の見直しのタイミングでパターン2（実態調査における収集区分）の細かさの情報を把握すれば十分であり、各自治体の必要に応じてパターン2（実態調査における収集区分）を作成するのが良いのではないか。また、パターン1やパターン2のように分ける話は、行政コスト計算書で分ける必要はなく、原価計算書の話で議論する形で良いのではないか。
- 今回の会計基準は自治体の作成手順がより簡易なものとなるような方向性を意識しており、有料化の議論に資するものへの細分化は次のステップで検討することで良いのではないか。
- 各自治体において既に把握しているデータ等をもとに、統一的な配賦基準を設定する必要があるのではないか。
- 以上を考慮すると、パターン1（家庭系・事業系区分）を最低限としつつ、目的に応じてパターン2（実態調査における収集区分）、パターン3（現行会計基準ベース）を採用することで良いのではないか。詳細化の具体的な方法については次年度の検討課題とする。

注記関連項目

- 定義が曖昧な項目が多いため、注記の各項目について、どのような内容をどの程度入力するものなのか、手引き等に具体的に記載することが必要ではないか。また「3R に係る先進的な取り組み事例」は実態調査の 31 表の 5 を指すと思われる。対応を書かないと定義が分からないのではないか。
- 施設解体引当金等について、現行会計基準で注記をしていた趣旨を踏まえた整理が必要ではないか。
- 処理施設の解体費用の情報は重要ではないか。将来の解体費用を勘案した上で、施設建設に関する投資意思決定をすべきと考える。民間でも資産取得時に資産除去債務という負債を計上している。将来多額の解体費用が発生するという情報提供の観点から、負債計上の形ではなくとも、注記するなど何らかの開示があった方がよいのではないか。
- 施設解体引当金については経常外費用に計上するのが分かりやすいのではないか。また、現状、実態調査においても、手引きと Q&A が分かれているため双方を見比べて作業する必要があることや、Q&A の内容が手引きに反映されないといったことがある。また、質問に対する回答に矛盾があり、再度それについて質問することがあるなど、効率の悪さを感じる部分がある。さらに、引当金や勘定科目というような公会計の用語については職員にとって理解しにくいものであるため、マニュアル、手引きに具体的な処理方法を示すことや、最終的には環境省の担当者にも質問できるような電話での質疑応答体制など、きめ細かなフォロー体制が必要ではないか。
- 交付金の影響額・効果について、たとえば交付金の細かい情報を扱うことになった際、環境省に報告している資産の取り扱いと、総務省の公会計基準とで考え方に違いがあったときに誤解が生じる恐れがある。交付金の要件化の考え方について、「ある一定の会計基準」に基づいて会計管理をしているということを求めるものであれば、交付金の影響額や効果について特別扱いして記載しなくてもよいのではないか。
- フルコスト情報を把握する観点から、資産負債の範囲について会計基準に示す方が各自治体の理解が深まるのではないか。
- 解体費用については地方債を財源とする場合もあり、その場合地方債発行時に急に多額の負債が計上されることとなる。将来の解体費用に金額的重要性があるのであれば、事前に何らかの開示がある方がよいのではないか。
- 現行の注記の記載内容について新基準でどう扱うかについては、何らかの説明があった方がよいのではないか。

【ごみ有料化手引き改訂の方向性について】

- 一般財源での負担となる部分のコスト算定において、控除する使用料手数料の中に売電収入が含まれているのであれば、受益者負担という意味合いとは異なるため、受益者負担等という表現は見直す必要があるのではないか。
- バイオマスプラスチック使用のコストについては、誰が使用するコストであるかを明確にすることが必要ではないか。

5. ごみ有料化手引き改訂の方向性に関する検討

ごみ有料化手引き改訂の方向性については、有料化の円滑な導入に向けた情報開示の充実を図る点を考慮し、以下の方向性で検討を行った。詳細については、令和2年度に検討を実施することとする。

(1) (改訂)一般廃棄物会計基準に対応した改訂と項目の更新等

「(改訂)一般廃棄物会計基準」によりコスト情報の開示を行うとともに、受益者負担や資源循環を進める観点から、資源物等売却収入、売電等収入による効果についてもあわせて開示する。

また、一般廃棄物処理施設の状況について開示することを検討する。

<コスト情報の開示イメージ>

	部門・項目		金額	単位
経常費用	収集運搬			千円
	中間処理(焼却・資源化)			千円
	最終処分(埋め立て)			千円
	管理			千円
	合計	A		千円
経常収益	指定袋・シール等販売収入	a		千円
	直接搬入ごみ手数料	b		千円
	資源物等売却収入	c		千円
	売電等収入	d		千円
	その他	e		千円
	合計	B		千円
経常的な一般廃棄物処理費用の合計 (受益者負担等を除く)		C	C=A-B	

ごみ処理量	D		Kg
ごみ処理量1Kg当たりの事業経費	E	$E=C \div D$	円/Kg
ごみ袋1袋当たり費用(円/袋)	F		円/袋

<施設整備情報の開示イメージ>

項目		金額	単位
一般廃棄物処理に係る施設設備 資産規模	H		千円
うち、循環型社会形成推進交付金等により賄われた金額	I		千円
割合	J	$J=I \div H$	%

経常的な一般廃棄物処理費用の合計 (受益者負担等を除く)	C		千円
うち、循環型社会形成推進交付金等により賄われた金額	L		千円
割合	M	$M=L \div C$	%

(2) プラスチック資源循環戦略の考慮

バイオマスプラスチック使用ごみ袋への切替促進など、バイオマスプラスチック普及に資する情報を追加する。また、ごみ袋有料化の料金水準の設定例の改訂にあたり、客観的なトータルコストの把握のほか、バイオマスプラスチックごみ袋の調達コストを明示する。なお、市区町村がごみ袋有料化を行う場合においてバイオマスプラスチックごみ袋を採用する場合には、ごみ袋の調達コストが一般的には高くなる傾向にある点等に配慮を行う。

(3) 社会情勢の変化や食品資源循環の基本方針の考慮

循環型社会形成の推進に資する各種指標を追加する。

6 . 今後の課題

一般廃棄物会計基準の改訂等にかかる今後の検討課題は次のとおりである。

(1) 財務書類作成マニュアルの整備

一般廃棄物会計基準において、基本的な会計処理等については取扱いが定められているものの、円滑に財務書類の作成を進められるようなガイドとなる、マニュアルの整備が効果的である。たとえば、実態調査との整合性を図る点については、具体的に実態調査のどの内容と整合することが意図されているのか、地方公会計制度に基づく固定資産台帳等の情報を基礎とする場合には、どのような帳票を確認すればよいか等の例示を行うことが必要である。

(2) 財務書類作成支援ツールの整備

実務担当者の負担軽減を図るため、財務書類の円滑に作成できる作成支援ツールの整備が効果的である。その際に、ツールが過度に複雑である場合には、完成までに相当程度の時間を要することに加え、算定された数値等の解釈が難しく、結果としての数字の意味合いの理解や説明が難しいといった課題が生じるため、作成支援ツールの構成はシンプルとし、算定数値の根拠が分かりやすいものとすることが重要である。

また、各団体において把握可能な情報や開示に資する情報が異なる状況を踏まえ、柔軟に変更可能な作成支援ツールの様式とすることが有効である。たとえば、今後、ごみ袋の有料化の検討を行う団体においては、品目別コスト等の情報を把握できるような様式が考えられる。

(3) 部門別・品目別コストの按分基準等の検討

行政コスト計算書において、部門別、生活系・事業系別のコスト算定を行う場合、どのような按分基準、配賦基準を採用することが合理的かについて、モデル団体における試行を経て具体的な方向性を示すことが必要である。

(4) 循環型社会の形成に資する施設の整備状況に係る情報の公表内容

循環型社会形成に資する施設整備情報にかかる情報について、次の3点について検討が必要である。

- ・循環型社会形成交付金の影響額、効果額の算定方法
- ・過去に受領した交付金の開示の要否
- ・主な資産と耐用年数の考え方の整理

(5) 注記例の作成

地方公共団体が様式第4号に定める注記を円滑に作成するため、一般的な注記例の作成を検討することとする。

・重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

無形固定資産……………取得原価

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

施設・設備　○年～○年

車両　○年～○年

無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、ソフトウェアについては、本市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によつています。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

退職手当引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給見込額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) その他財務書類の作成のための基本となる重要な事項

…

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

…

(2) 表示方法の変更

…

3 重要な後発事象

(1) 重大な災害等の発生

…

(2) 主要な業務の改廃

...

(3) 組織・機構の大幅な変更

...

4 追加情報

(1) 3Rに係る先進的な取組事例

...

(2) 循環型社会の形成に資する施設の整備状況

対象施設	取得年度	取得価額	主な耐用年数	財源とした交付金の額	年々の効果額相当額
		A	B	C	$C \div B$

(3) 場外余熱利用施設の状況

施設名	熱利用内容	熱供給形態
クリーンセンター	温浴施設、 温水プール	蒸気、高温水
清掃工場	市民センター、 老人福祉施設	高温水
...

5 その他特記事項

(1) 有害物質・処理困難物に係る事故時の対応費用（火災時の事故を終息させるための費用、修理費用）

(2) 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等

(3) リチウムイオン電池の処理等に関する事項

7. 今後の一般廃棄物会計基準等改訂に係るスケジュール(案)

今後の一般廃棄物会計基準等改訂にかかるスケジュール(案)は次のとおりである。

(1) 財務書類作成支援ツールの改訂【令和2年夏頃目途】

令和元年度において作成した、会計基準改訂(案)の内容について、引き続き検討事項を考慮した上で会計基準を確定する。改訂後の会計基準に対応する財務書類作成支援ツールに改訂するとともに、詳細な財務書類の作成マニュアル、Q&A等の作成を行う。

(2) 説明会の開催【令和2年秋頃目途】

改訂後の会計基準の周知、財務書類作成方法について、地方公共団体の理解を深めるための説明会を開催する。

(3) ごみ有料化手引きの改訂【令和2年度内】

改訂後の会計基準の内容等を踏まえて、ごみ有料化手引きの改訂を行う。

(4) 検討委員会の開催【3回(随時)】

検討委員会について3回の開催を予定する。検討事項は次の事項を予定している。

- 第1回：一般廃棄物会計基準の確定に関する検討
ごみ有料化手引きの改訂に関する検討
- 第2回：財務書類作成支援ツールの改訂・マニュアルに関する検討
ごみ有料化手引きの改訂に関する検討
- 第3回：ごみ有料化手引きの改訂に関する検討

<スケジュール(案)>

項目	令和2年												令和3年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
(1) 支援ツールの改訂																
会計基準の確定	■	■	■													
支援ツール改訂(案)の作成		■	■	■												
支援ツール改訂(案)に基づく試行			■	■	■	■										
マニュアル等の作成				■	■	■	■									
(2) 説明会の開催																
説明会資料の作成							■	■								
説明会の開催									■	■	■					
(3) ごみ有料化手引きの改訂																
新しい会計基準に応じた改訂、項目の更新		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
社会情勢の変化や食品循環資源の基本方針の反映				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
プラスチック資源循環戦略等の考慮事項の反映				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(4) 検討委員会等開催																
第1回		■														
第2回							■									
第3回																■

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。